

令和3年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和3年6月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 10人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
—	—	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 2人

1番	唐澤一代	7番	南雲まさ子
----	------	----	-------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	椎野晃一	子育て健康課長	石渡由美子
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	鈴木美紅
------	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議長の諸般報告
- 日程第 5 一般質問

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。新型コロナウイルスの状況は、国からワクチンが届き、個別接種・集団接種が始まりましたが、新型コロナウイルスの新たな変異株が各地で確認されており、まだまだ終息のめどが立っていない状況です。この会期中も、感染予防に努めていきたいと思えます。

さて、去る5月26日、松田町告示第52号により令和3年第2回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会会期中も、引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしております。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン・タ

タブレット等の持ち込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可しておりますので御理解ください。

なお、クールビズ期間中であります。適宜各自の判断で上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

なお、報道機関の神静民報社ほかより、写真撮影・録音・タブレット使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

報告いたします。唐澤議員、南雲議員より、入院のため本日の第2回定例会を欠席する旨の届けが提出されていることを御報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中10名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第2回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

10番 齋藤永君、11番 寺嶋正君の両名をお願いいたします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る5月28日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第2回議会定例会の招集に当たり、去る5月28日午前9時より、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

ます。

会期は本日6月2日から6月7日までの6日間といたします。本会議は6月2日、3日及び7日の3日間といたします。

次に審議内容について申し上げます。本会議1日目の6月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から、日程第5「一般質問」を、最後の受付番号第7号、中野博議員までを行います。なお、受付番号第3号の唐澤一代議員の一般質問ですが、欠席のため行いません。中野博議員より、所用のため午後欠席したい旨の申し出がありましたので、順番を入れ替えて午前中に行っていたきたいと思います。

本会議2日目の3日は、日程第6「議案第24号松田町行政協力委員に関する条例」から、日程第13「議案第31号令和3年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」までの審議を行います。

議案第24号松田町行政協力委員に関する条例は、町の様々な事業の執行に大きく携わる委員として、行政協力委員を特別職としての位置づけをするための当該委員に関する新規条例です。新規条例ですので、説明の後質疑を行い、総務文教常任委員会に付託します。

議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例は、ふれあい農園施設の管理棟を活用し、地域振興及び経済の活性化につなげることを目的とした新規条例です。新規条例ですので、説明の後質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。

議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、やまびこ館の利活用促進を図るため、施設整備等に伴う使用料の設定に伴い、条例の一部改正をするものです。一部改正ですが、使用料の設定に伴うものであり、議案第25号にも関連性があると思いますので、説明の後質疑を行い、産業厚生常任委員会に付託します。

議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例は、令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。即決をお願いいたします。

議案第29号令和3年度松田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、松田小学校整備事業に伴う国庫補助金の増額、町債の減額及び教育施設整備基金繰入金の減額や、子育て世帯生活支援特別給付金事業の増額、退職された分団長など、6名の消防団員の退職報償金と同額の基金収入、及び感染症対策商工振興商品券発行事業補助金等を補正するものです。即決でお願いをいたします。

議案第30号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般病理検査委託の増額と、それに伴う診療報酬の増額等の補正ですので、即決でお願いをいたします。

議案第31号令和3年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、酒匂川流域下水道事業建設負担金の減額及び財源補正に伴う補正ですので、即決でお願いします。

3日、議案終了後、大会議室において議会全員協議会を開催します。町からの協議事項終了後、議員だけの協議を行います。なお、必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いします。

4日の午前中は、総務文教常任委員会に付託の議案第24号松田町行政協力委員に関する条例の審査をお願いします。午後は産業厚生常任委員会に付託、議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例と、議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審査をお願いします。なお、委員会には必要に応じて職員をお呼びしますので、待機をお願いします。

本会議3日目の7日は、報告第1号令和2年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第2号令和2年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第3号令和2年度松田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。担当課長からの報告の後、質疑を行います。採決は採りません。なお、2日目に開催します議会全員協議会で、協議内容が終了しなかった場合は、3日目報告第3号の終了後に休憩を取り、大会議室において議会全員協議会を開催をします。必要に応じて職員をお呼びする

場合がありますので、待機をお願いをします。

7日の議会全員協議会終了後、本会議を再開します。各種委員会委員等の諸般報告と、委員会の閉会中の継続審査申出書までを行い閉会とします。

なお、本議会は定例会でございますので、会期中にこのほかに追加議案が提案された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては2件の提出があり、机上配付となりましたので御覧ください。

以上、議会運営委員会の報告を終わりますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員の方がおられますので、補足説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上、報告は以上です。よろしく申し上げます。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって令和3年第2回松田町議会定例会の会期は、本日6月2日より6月7日の6日間と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さんおはようございます。ただいま議長からお許しを頂きましたので、行政報告をさせていただきます。

近畿地方と東海地方では、5月16日に梅雨入りが発表されるなど、関東地方においても日に日に梅雨らしさを感じ始めた今日この頃、議員各位におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る5月26日に、令和3年第2回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変御多用のところ、議員多数の御出席を頂き、ここに本定例会が開催されますことをまずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、新型コロナの変異ウイルスが急速に広がっており、コロナ感染の再拡大が広がる中、政府は4月5日から1か月間、まん延防止等重点措置を大阪

府等3府県に適用し、12日より東京都・京都府・沖縄県に、20日からは神奈川県にも適用されました。それ以来、神奈川県ではまん延防止等重点措置が6月20日まで延長されております。松田町におきましては、令和3年4月からの陽性者数が11名であり、町民の皆様が感染予防を実施していただいている賜物であることに感謝と敬意を表します。

そうした中、当町の新型コロナウイルスワクチン接種については、4月1日に65歳以上の町内在住者へ接種券などを発送いたしました。接種時期については、まず連休明けの5月6日から、高齢者施設、町内4か所で施設入所者と施設従事者の接種をスタートいたしました。65歳以上の方の個別接種につきましては、4月26日より予約が開始され、5月10日から寄診療所を含む町内4か所の医療機関で接種を開始いたしました。また、足柄上郡5町での集団接種については、4月22日に足柄上郡5町のメイン会場となる大井町総合体育館において、ワクチン接種のシミュレーションを実施し、5月6日から予約が開始され、大井町総合体育館では5月19日から、また、サブ会場の山北町健康福祉センターでは20日から接種を開始いたしました。本町の5月末現在の状況を申し上げますと、予約状況は全65歳以上を対象とした場合、3,858名中2,188人となり、56.7%になります。1回目の接種済みの方は、全体の2,020人となり52.4%、同様に2回目の接種済の方は76人、1.9%となっております。現在の進捗状況は、国や県の接種率よりかなり高い率で進んでおり、不測の事態が起きない限り、65歳以上の方の接種完了予定は7月末頃になると見込んでおります。また、64歳以下の方々については、8月以降に予定しておりますので、詳細が決まり次第お知らせをさせていただきます。

さて、新型コロナウイルスの影響で、保育園や幼稚園、学校生活が大きく様変わりしたこの令和2年度でありましたが、思い出が詰まった学びやに別れを告げ、それぞれの道へ踏み出す区切りとして、卒園式及び修了証書授与式が3月に、コロナ禍の影響を配慮し、来賓及び保護者等の皆様の出席を縮小して開催いたしました。3月11日に松田中学校、16日に松田幼稚園、17日に寄幼稚園、1都3県の緊急事態宣言が3月21日に解除された中、23日に松田小学校及び寄

小学校、27日にさくら保育園の卒園証書授与式が行われ、式典は3回に分けて行われました。子供たちはこれから迎える新しい生活に不安と期待を胸に、新たな一歩を踏み出したところとっております。

次に、4月に行われました入園・入学式でございますが、4月5日の午前に松田小学校、寄小学校、午後に松田中学校の入学式が行われ、4月6日に松田さくら保育園、入園数は24名、4月9日には松田幼稚園、34名、寄幼稚園4名が入園され、式が行われました。また、松田小学校は66名、寄小学校は1名、松田中学校は66名の児童・生徒が入学しております。私といたしましても、子供たちの健やかな成長と子育て世帯の支援について、今後もより一層保育・教育関連事業について積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、松田山の山頂付近に、色とりどりの花が咲き誇る、まるで桃源郷とも言われる最明寺史跡公園での例祭が4月10日に、新型コロナウイルスの影響により、一般の方の参加を御遠慮いただきながら行われました。今年は、最明寺の開山から800年を迎える記念すべき年となりました。引き続き、町の指定文化財でもあります最明寺史跡公園の維持管理に取り組んでまいります。

続いて、4月20日に健康福祉センターにおいて、まきボイラー設置のお披露目式及び、松田町ゼロカーボンシティ宣言の表明を行いました。近年、地球温暖化の影響と見られる集中豪雨や、猛暑などの異常気象による気候危機と言われる状況となっております。このような状況の中、国では2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロにする、カーボンニュートラルを目指す旨の表明がありました。当町においても、平成28年度から継続して、国民運動でありますクールチョイスを推進するとともに、令和2年3月に、松田町再生可能エネルギーの促進等に関する条例の制定も行ってきました。今後も町民の新しいライフスタイルとして、脱炭素化に向けた身近な取組を支援するとともに、町が脱炭素化を率先して推進することで、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症との闘いの最前線で、昼夜問わず働いておられる足柄上病院の医療従事者へエールを込めて、4月29日から5月5日まで、

「西平畑公園ブルーウイーク」と題して、ハーブ館や子どもの館などで、ブルーのライトアップや青いこいのぼりの展示を行うなど、また、松田山の中腹にて、町民有志の皆様による青いかわいい花であるネモフィラが咲き誇り、見る者全てを魅了する取組を含め、感染症対策を行った上で、医師や看護師への感謝と応援の気持ちを込めて開催いたしております。来園期間には、2,370人の来園者がありました。その際に御寄附を頂きました約1万418円と、庁舎2階での寄附金を合わせた24万7,843円を、5月31日に足柄上病院の牧田病院長に手渡しをしてまいりました。今後も、足柄上病院は足柄地域の重要な二次医療機関として、また、松田町民の大切なかかりつけ医療機関ですので、引き続き可能な限り支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

5月1日と2日に、規模を縮小して開催いたしました生涯学習センターまつりについては、本年度は特に地方創生事業の一環として導入したリードウォールや、ボルダリング施設の体験を行うため、スポーツクライミング専門の指導者を迎え、子供たちを中心に丁寧な指導を行っていただきました。今回は幾つかのメディアのおかげで、私どものPR不足を補っていただき、注目を浴びたおかげで、外部に設置したリードウォールの体験会には、子供・大人を含め50名ほどの方が参加され、楽しんでいただきました。今後も子供たちに夢を与えるよう、引き続き行い、利用者の拡大に向けて秦野市様や、県の山岳連盟様、民間企業と連携し、広域にて事業に取り組んでまいります。

続きまして、5月21日に「みんなが ツナガル まちづくり」と題して、経済・社会・環境の3側面を通して、持続可能な開発目標を実現する、ポテンシャルが高い都市・地域として、国の客観的な評価を受け、我が松田町がSDGs未来都市に選定されました。本来、選定書の授与式が総理官邸で行われる予定でありましたが、今年に限りましては新型コロナの影響により、オンラインでの授与式となりました。このたびの選定に至るまでには、2度の挑戦で不採択となり、3度目での選定となりました。全国1,718の市町村の中でも、令和3年度までの数値で108自治体、これは約6%、全体の町村においては21自治体のみとなりますので、かなり狭き門を通過したことになります。また、神奈川県

内では、横浜・川崎・相模原市の3政令指定都市、小田原市、鎌倉市が先に選定されているだけで、それに続き松田町となり、県下33市町村の中でも6番目、14町村の中では初の選定となります。まさに大都市と約1万人の町が肩を並べたこととなります。これまで大変御苦勞と御尽力をくださいました町民や議員の皆様、さらには関係者の方々には本当に感謝申し上げますとともに、併せてこれまで頑張っていた職員にも感謝しております。今後も誇りと自信を持って町政業務に取り組んでいただくよう、改めてエールを送ります。今後もSDGsの理念を取り入れた第6次総合計画の各事業を推進し、併せてこのSDGsが掲げる目標を達成するため、地域の資源や強みを生かし、環境負荷の少ない持続可能なグリーン社会を目指し、誰一人取り残さない、笑顔あふれる幸せなまち松田の実現をするため、アクションプランの策定を行う協議体を設立するなど、さらなるブラッシュアップに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症により、生活や経済への影響も続き、ワクチン接種が途中である中、5月10日から14日まで実質3日半をかけ、町若手職員が土地勘の育成と、空き家等の確認などを含めた研修も兼ねて、町内の全世帯に対し、感染症対策用のマスクや石けんなどの消耗品セットを配布いたしました。ワクチン接種がまだまだ行き届かない状況ですので、一日も早く町民の皆様や、事業者の皆様の安全・安心な生活や経済活動を取り戻すべく、共に力を合わせてこの難局を克服してまいりたいというふうに考えております。

それでは、町の決算関係について御報告をいたします。令和2年度の一般会計と特別会計は、上水道事業会計を除いて5月31日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、これから計数の精査の上、監査委員による決算審査を受けるための準備を進めております。未確定ではありますが、令和2年度単純差引き合計の形式収支でお伝えを申し上げます。一般会計の歳入総額は約69億5,000万円超ですね。歳出総額については66億6,000万円ほどで、繰越明許費などの財源を除いた実質収支額は約3億2,000万円を見込んでおります。これは主に歳入では、予算に比べて税収が約4,500万円の増収や、地方消費税交付金の増

額、学校環境改善交付金などの影響によるもの、歳出では地方創生臨時交付金の有効活用に伴う各事業の減額などで、令和3年度予算における繰越金が1億4,000万となっておりますが、それと比較して1億8,000万ほどの増額となる見込みとなっております。この結果は、コロナ禍であっても町民の皆様と議会、行政が一丸となって取り組んできたことによるものと考えております。今後は、先ほど申し上げましたとおり、全会計の計数の精査を重ね、決算審査に付して監査委員の意見を頂いた上で、第3回定例会に全会計の決算認定の御審議をお願いしますので、その節には何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の定例会に付議いたしました議案第24号松田町行政協力委員に関する条例については、地方公務員法及び地方公務員法の一部の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、任用や服務規律等の整備を図られ、任用要件や身分が厳格化されましたが、町の様々な事業の執行に大きく携わる委員として、行政協力委員を特別職としての位置づけをするため、当該委員に関する新規条例を提案するものでございます。

議案第25号松田町寄農と交流拠点施設の設置及び管理に関する条例については、農業体験や自然体験に親しむ町内外の方々の休養と交流のための施設として、ふれあい農園施設の管理棟を活用し、地域振興及び経済の活性化につなげることを目的に、新規条例を提案するものでございます。

議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、やまびこ館の利活用を促進し、地域交流を活性化させるため、施設整備等に伴う使用料の設定に伴う、条例の一部改正について提案するものでございます。

議案第27号松田町税条例の一部を改正する条例について、令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、松田町税条例の一部を改正するため提案するものでございます。

議案第28号松田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱により、地方税関係書類について一部を除いて押印を要しないこととされましたので、関

連する本条例において押印を要する記載があるため、一部改正を提案するものでございます。

議案第29号令和3年度松田町一般会計補正予算（第2号）につきましては、松田小学校整備事業に伴う国庫補助金の増額、町債の減額、及び教育施設整備基金繰入金の減額や、子育て世帯生活支援特別給付金事業の増額、退職消防団員報償金については歳入同額の基金収入、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金などを補正させていただくものでございます。

議案第30号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般病理検査委託の増額と、それに伴う診療報酬の増額などをするため、補正させていただくものでございます。

議案第31号令和3年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、酒匂川流域下水道事業建設費負担金の減額及び財源補正によるものでございます。

報告第1号令和2年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第2号令和2年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第146条の規定により、事故繰越しを繰越使用するので、同法第150条第3項の規定により報告いたします。

報告第3号令和2年度松田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いいたします。

最後に、夏季における執務時の服装ですが、地球温暖化対策実行計画の一環として、国と同様に、限りある資源を大切に、省エネルギーを推進するため、5月1日から10月31日まで、職員がノーネクタイやポロシャツなどで執務させていただきますので、御承知くださいますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上が私からの行政報告となります。今日からよろしくお願いたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和3年第1回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前にお諮りいたします。本定例会でも一般質問の録画をしたいと思います。そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。御了承いただけましたので、本定例会で一般質問の録画をいたします。なお、放映に向けて、質問終了後、次の質問者の番になるときに一、二分程度のインターバルをとりますので、御承知おきください。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺 嶋 どうもおはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、11番 寺嶋正。件名、避難情報の改正と住宅の耐震化促進について。

要旨。災害時に市町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する災害対策基本法が改正されました。

(1) 風水害の情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルを改定する意義と内容、災害弱者、高齢者等の災害弱者の個別避難計画の作成等、町の対応について伺います。

(2) 災害時に避難の手助けが必要な住民をリストアップする「避難行動要

支援名簿」をめぐり、全市町村の4割が難病患者を掲載対象としていないことが新聞等に載っています。名簿に載せる範囲と活用方法について伺います。

(3) 町の耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率目標を、5年間で72%から95%にすることになっています。木造住宅の耐震改修が進まない要因と、対応策と併せて危険ブロック塀の掌握をされていますか。以上お伺いをいたします。

町 長 それでは寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。改定の意義については、避難情報をシンプルかつ理解を容易にするためでございます。これまで自治体が発表する避難情報は、一昨年より5段階の警戒レベルによる運営、運用が始まっておりましたが、必ずしも的確な避難につながっていないというところとして、改めて名称を変えるため、災害対策基本法の改正案が今国会に提出され、4月28日に参議院本会議にて可決成立いたしております。

国が設置する中央防災会議のワーキンググループが実施したアンケート調査の結果によりますと、これまでの警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始は、避難準備のイメージが先行し、高齢者の避難行動を求めていることが伝わりにくい。警戒レベル4、避難指示・緊急避難勧告は、市町村からの意見にて、2種類の情報が同じレベルに位置づけられており、住民に分かりにくいとの意見が7割もあったということです。また、その違いを正しく理解していた住民は2割未満ということのようです。警戒レベル5、災害発生情報は、取るべき行動が分かりにくく、市町村の発令のタイミングも難しく、有効に機能していないという意見が多数あったようでございます。

これらの調査結果を受けて、新たな大雨警戒レベルの内容は、避難レベル3がこれまでの避難準備・高齢者等避難開始から、対象をより明確にし、いち早い避難につなげるため、名称を「高齢者等避難」に変更されました。避難レベル4は、避難勧告を廃止し「避難指示」に一本化されております。避難レベル5、これまでの避難発生情報は、取るべき行動が分かりにくいなどとして、理解を容易にするため「緊急安全確保」に変更されました。

次に、災害弱者の個別避難計画の策定等に対する町の対応についてでございますが、2つ目の質問と回答内容が一部重複する箇所がございますので、併せてお答えをさせていただきます。現在、松田町では、災害時に自力で避難することが困難であり、第三者による支援が必要な方を対象として、災害時避難行動要支援者名簿を、地区の民生委員の御協力を得て毎年更新を行っております。対象者は65歳以上で、お一人または御夫婦のみでお暮しされている方、一定の障がいをお持ちの方、要介護認定を受けていらっしゃる方、指定難病医療給付をお受けになっている方などとなっております、その方々の同意を得て御申請頂いておりますので、松田町は全市町村の4割には含まれていないことを、ここでお伝えを申し上げます。

名簿に載せる範囲は、持病や障がいの度合い、親族などの連絡先、寝室の位置やかかりつけ医の情報など記載することとなっております、内容が詳細な個人情報のため、通常時には町、自治会、民生委員、警察、消防が保管し、非常時の情報共有に役立てるものでございます。登録の申請の内容が既に個別計画に必要と思われる情報が網羅されておりますので、個別計画になり得るものではございますが、より有効活用できるよう、ケースワーカーなどと緊密に連携し、必要に応じて情報を充実させていくことが重要と考えております。難病患者の方々も対象となる旨を、広報などで呼びかけを行い御提出いただいておりますが、御自身による意思表示が前提となることから、申請を迷われている方がいらっしゃった場合は、大切なものであるということを御理解いただき、お決めいただく必要がございますので、今後も対象者となる方々が一人でも多くの方に御申請いただけるよう、周知活動を行ってまいります。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。松田町耐震改修促進計画においては、令和3年度から令和7年度までの5年間で木造住宅の耐震化率を、令和2年度現在の72%から95%を目標といたしました。しかし、御指摘のとおり、現在の耐震化率は72%と低い数値となっており、従前の5年間においても住宅の耐震化がほとんど進んでない状況でもあります。

それでは、御質問あります木造住宅の耐震改修が進まない要因につきまして、

まず耐震改修の個人の費用負担が大きいことではないかというふうに考えております。過去5年間に実施された事例ですと、おおむね100万から150万程度の費用がかかっております。また、高齢者世帯においては、それだけの費用をかけて改修しても、後継者がいないため必要性を感じておられない。さらには、老後の資産運用に不安があり、費用を捻出することが困難であるなどの理由が挙げられます。そこで、町の対策として現在取り組んでおります事業と、今後実施を予定している事業についてお答えをいたします。

まず、町民の皆様は、現在お住まいの建物が安全であることを御確認いただくことが重要となります。そのため、町では改修対象となる建物にお住まいの方に対し、毎年約100軒程度の戸別訪問を実施し、また、町広報紙を活用して、木造住宅耐震診断費補助制度や、耐震改修工事費補助制度の内容を御説明させていただいております。

また、補助金の補助制度の説明と併せて、神奈川県建築士事務所協会から建築士さんを派遣していただき、松田町での無料の診断…耐震相談の開催について御案内をしております。

今後は新たな取組といたしまして、今回の耐震改修促進計画の改定に合わせて、地震による建物倒壊から少しでも多くの町民の命を守るため、住宅の全部を改修するだけでなく、段階的な改修や、比較的簡易な対策に関しまして、国や県の補助金を活用し、積極的に事業を推進してまいります。

危険ブロック塀の掌握についてでございます。町では平成27年度に町内にあるブロック塀の調査を実施しております。平成30年には、同年6月に発生した大阪地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、再度調査を実施いたしました。調査は、小学校の通学路を対象に、高さ1メートル以上のブロック塀などを対象に、位置・高さ・延長のほか、目視であります。劣化状態などを職員で調査いたしました。平成30年度の調査では、通学路に面しているブロック塀は337件で、令和3年4月1日現在は325件となっております。3年間で12件の改修等が行われております。内訳は、新たに外構の整備が7件、取り壊し等が5件となっております。このブロック塀325件のうち、特にひび割れや劣化などによる

危険なブロック塀の箇所は29件となっております。

町では、平成28年度に危険ブロック塀等撤去費と、それに代わる生垣設置奨励のための補助制度を設けており、今年5月に全戸配布させていただきました。松田町耐震化促進計画のリーフレットや、町ホームページにも掲載しております。今後は、この制度の利用促進に向け、通学路に面しているブロック塀の所有者に対し、災害時の危険性など認識を施す文書を送付し、併せて危険ブロック塀等撤去費の補助率や限度額の見直しの検討を行い、ブロック塀の撤去、改修の促進を図ってまいります。また、ブロック塀の実態把握につきましても、3年ごとの調査を行い、調査結果の再確認などを行うこととしておりますので、本年も改めて調査を行い、正確な実態把握を行います。併せて、学校の通学路のみならず、町民の避難経路などを含め、町の危険個所を把握し、各自治体が作成中の地区防災計画に反映できるよう、各自治会や学校関係者とともに連携し、安全安心な防災と減災のまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。まず1点目の、避難情報の改正の目的ということで、確認の意味で質問いたします。この避難するタイミングの分かりにくさを解消すること、それから住民の逃げ遅れを減らすことなどがね、主な狙いだと思いますけども、その辺の町の認識について、まずはお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいまの寺嶋議員の質問にお答えします。今回の避難情報のもので、災害対策基本法が改正された目的というのが、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保が目的でございます。ただいま町長からもお話ありましたが、今までの避難情報ですと、避難するタイミングがなかなか分かりにくいというお話の中で、今回このような改正がされたようでございます。まず、この避難情報の改正につきましては、今回6月号の町の「広報まつだ」のほうにもですね、内容を掲載させていただきまして、併せてですね、町ホームページにも掲載させていただきます。

それからですね、今年、今月なんですけど、今月末にですね、自治会長さんと

ですね、今年の防災講習会の調整の打合せを開かさせていただきます。その中で、コロナ禍の関係で、開催状況はいつになるかというのはちょっとあれなんですけど、その中でですね、そういうような避難情報も、告知も変わったということも、再度説明していきたいと考えております。以上でございます。

11番 寺 嶋 避難情報の改正の目的ということで、自治会長との、今後ですね、自治会長とのこの講習会ですか、そういうのも随時やっていくということで、一応分かりました。

次に、先ほど答弁ありましたけども、今度は避難情報改正の周知ということでお伺いをいたします。先ほど答弁ありました、この町広報、6月号ですね。これですけども、あとこれ。これにですね、新たな避難情報ということで、レベル1から5までということで、特に改正されたのがレベル3、4、5というようなことだと思いますけども。この辺のことですけどもね、一つちょっと分かりにくいといいますか、ちょっと不十分な点があると思うんですけどもね。レベル3とか4というのは、じゃあ実際、どのような状態の災害の状況がね、どのような条件に置かれているのかということで見れば、もっとですね、例えばレベル3、警戒レベルですね、災害のおそれありとかね、レベル4は災害のおそれが高いとか、こういうですね、そのところをもう少しですね、分かりやすく表示をね、していただければよいかなと思います。ただ、レベル3か4が避難指示だから、高齢者避難だからといってもですね、じゃあどうなんだということで見たら、ちょっと分かりにくい面もあるので、その辺のことについてお伺いをいたします。

あとはですね、台風の接近時とか、豪雨災害のときに国とか自治体、Jアラートも含めまして、発表する気象情報、それから避難情報ですか、避難等の情報が、最近は多様化しておりますので、受け手、町民の理解を重視した継続的な周知とね、分かりやすい表現にすることについてね、見解をお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいまの寺嶋議員の質問です。レベル3、レベル4の表記が分かりにくいと。災害の、レベル3が災害のおそれがあり、レベル4が災害のおそれが高い

ということで、これがどうなのかということなんです、こちらの状況につきましてですね、確かに議員がおっしゃられるとおり、国の指針の下このような状況で一応今、表記をさせておりますが、じゃあどういう、このレベル3の災害のおそれはどういう場合だとか、レベル4の災害のおそれが高いのはどういう場合だとかというのは、一概にちょっと定義づけというのはなかなか難しいんですが、こちらのほうは町民の方にちょっと分かるような形でですね、こういう場合はレベル3でこうですよとか、こういう場合はレベル4ですよみたいな形での表記を入れさせていただくような形で、また今後ホームページとか、先ほどお話ししました地元の説明などに、またやっていきたいと考えております。

それからあと、台風の接近とか大雨の場合の避難情報、町民の理解をどのように得られるかということでございますかね。こちらのほうにつきましては、ただいま、今、大雨でございますと、台風など明らかにその接近してくるところが分かるというものにつきましては、事前にその大雨警報とか、その事前の気象情報によって早めに避難所開設をして、避難所開設しましたという形で、防災無線や地元消防団さんたちに開設のPRをしていただいているような形なんです、大雨とかにつきましては、ちょっと今後のその気象情報とかも、適宜その判断をしなければいけないんですが、今後の自然災害等が、今後ちょっと、昔の自然災害に比べてちょっと巨大化して…巨大化してるというか、というような形になっておりますので、従来の発生、発令よりも早めに対応するような形でやっていったほうがよろしいと考えております。そのためにはですね、一度内部でちょっと含めて理事等と調整させていただきながら、早めの対策等で今、周知して、町民の方に理解を得られるような形でやっていきたいと考えております。以上でございます。

副町長 はい、ありがとうございます。この避難情報、町民の方々にですね、お伝えするというのは、これは私も長年職員からですね、今の副町長の職やっている中で、ちょっと私の中で3つあります。町民の方にですね、まず迅速、正確に、そして分かりやすくというこの3つをですね、基本に、町民の方にお伝えする

ようにということは、職員には今、伝えているところでございます。

松田町の地形を見ますとですね、例えば台風を例に挙げますと、河川での避難、もう一つは土砂災害での避難という2つのですね、災害が起こる可能性が強いというところがございます。ですから、まずは何の災害で避難してもらったというところは確実にですね、伝えていかなければならないかなというふうに思っております。これは避難情報に出すときにはですね、正確に伝えなければいけません。また、その災害によって逃げる場所もですね、変わってきますので、この辺はしっかりと町のほうが現場の状況を確認した中で、町民の皆さんにお伝えしたいというふうに考えています。

それとやはりタイミングがあります。夜の夜中に出していいのかとか、雨がものすごい降ってるときに出していいのかとかいうこともございます。これはやはり早め早めですね、避難をしていただくというところについても、十分な気を遣いながらですね、現場を確認しながらの避難情報を提供させていただくというところは、常に持って対応させていただいているという状況でございます。以上です。

11番 寺 嶋 詳細なる回答と見解を頂きまして、ありがとうございます。

それでは次にですね、避難行動要支援者名簿ということでお伺いしますが、回答にはですね、特に私が質問いたしました難病患者の方の対象の範囲と、掲載の範囲ということでね、これは広報でも呼びかけているということと、御自身の意思表示、これは本人確認が前提となるというようなことだとかね、そういうことも理解しました。それでやっぱり、災害時ですね、自力で避難できない方をね、やっぱりより多くの方をですね、こういう避難名簿にね、要支援者名簿に掲載していただくことが肝心だと思います。ここでもですね、回答ではこういうふうに、対象となる方が一人でも多くの方に申請していただけるよう、周知活動を行っていくというふうなことですので、このことについては了解しましたので、回答はいりません。

それでは次に、建築物の耐震化調査のことについてお伺いをいたします。先ほどですね、耐震調査ということで、戸別訪問等も行っているということなん

ですけども、耐震性のない住宅ですね、住宅の持ち主に対して、町がね、戸別訪問で聞き取り調査をしているということなんですけども、中にはね、町内に住んでない方、あるいは町外に所有者がね、町外に住んでる方が相当いますので、訪問調査では、訪問活動ではできないことがありますので、その方に対してのこの耐震促進の普及啓発についてお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えします。御指摘のとおり、建物の持ち主の方が町内にお住みじゃないという場合のことだと思われまます。まずはですね、区域を定めて、100軒程度御案内を申し上げてる中で、集合住宅に関しましては、大家さんにお伝えしなければならないということもありますので、そういった件については郵送…郵送等で大家さんにもお伝えしてるんですけども。実際にですね、今目指しているほとんどのものですね、昭和50…補助金の対象になるですね、昭和56年以前に建築基準法の許可を得て建てた、自らが所有し、居住する木造住宅に対しての補助金を今、私どもが予定しております。共同住宅も当然、100%を目指す中では必要となっておりますが、共同住宅の多くが木造が少なくですね、鉄骨造ですね。鉄骨造の構造のものが多くございます。今はですね、主に力を入れているのは戸建ての住宅で、木造であるというところから選んで耐震をお願いしてるという状態であります。以上です。

11番 寺 嶋 今、特に建築物の耐震化ということでは、木造の戸建て住宅の耐震改修促進に力を入れているということですね。

それで次にですね、質問したいのは、冒頭にありますこの耐震改修の耐震化率目標、5年間で72%から95%にするということなんですけども。これ72%、令和2年度のあれですか、固定資産の台帳。こういうのがね、基準になってると思いますけども、この耐震化率72%の住宅の戸数、それから耐震性ありの住宅の戸数の推移。あと目標、5年後の目標であります令和7年度における住宅の耐震化率95%の住宅の戸数と、耐震化率の目標戸数をお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは、まず数字でございます。令和2年度におきましては、全戸数4,408戸。4,408戸。現在、耐震化が行われているものは3,173戸、72%という形でございます。目標としております令和7年度におきましては、総数を4,468戸。

4,468戸。目標となる耐震された建物の数は4,245戸。4,245戸でございます。
このまず戸数の推移でございますが、毎年増えている戸数を平均させていただきまして、約5年間で60戸。60戸の建物全体の総数が増えると。そうした中で、目標としている数字は約1,000軒。1,000軒を目標としております。ちなみに、平成27年から令和2年度まででございますが、3%の耐震化率の増加となっております。以上です。

11番 寺 嶋 あまり数年間でね、3%ということでは、そんな進んでないようですけども。
それでは次にですね、木造住宅耐震診断と木造住宅耐震改修工事、近年過年度分の実績をどうなっているのかお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは、実績を御報告をさせていただきます。まず、過去5年間におきまして、耐震診断を行っていただけた数が5軒。そのうち、改修を行っていただけた方が3軒という形でございます。以上です。

11番 寺 嶋 実績は分かりました。それでは次に、耐震改修工事ということで、そのものについてお伺いします。耐震改修工事等のね、補助金も併せて、補助金のアップも併せてお伺いをいたします。耐震改修工事とは、基礎、柱、梁、筋交い、耐力壁の補強、軽量化のための屋根のふき替え等の耐震補強工事だと思いますけれども、これには多額の費用がかかります。木造住宅の耐震化改修促進のためには、安心・安全なまちづくりに向けたいろいろな諸制度を呼びかけて、耐震改修補助額のアップを求めます。これは、責任たる町長に見解をお伺いしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。私の先ほど答弁でも述べさせていただきましたけれども、まさに今の進捗率でいけばですね、なかなかやっぱり費用負担が難しいというふうな話もやっぱり耳にしておりますので、これを加速するためにはですね、もうおっしゃられるような格好で、少し町も力を入れてですね、やっていかなきゃいけないというふうに考えて、先ほど答弁をさせていただきました。また詳しい中身については、やっぱり対象をですね、やたらめったらというのがありますけども、やはりそういうふうにしなきゃいけない何か基準を作って対応してまいりたいというふうに考えております。今の現状はですね。

以上です。

11番 寺 嶋 補助率のアップ、検討するという事によろしいんですかね。これ、考えて
るといふことですので、検討をぜひ、検討してね、いただきたいと思ひます。
ちなみに上郡5町でも、現在、松田町は耐震改修補助最大2分の1で、限度額
50万円ですか。これをね、60万円とかそういう、出してる自治体もありますの
で、ぜひ参考にね、検討をしていただきたいと思ひます。

それでは最後に、危険ブロック塀のことについてお伺いをいたします。通学
路に面しているブロック塀の所有者に対して、今後のことですがね、災害
時の危険性など認識する、促す文書等を送付と併せてね、いろいろな危険ブロ
ック塀等の撤去費の補助とか、そういうのをね、紹介しながら、ブロック塀の
撤去の改修の促進を図っていくといふことなんですけどもね。ただ文書だけ送
付してもですね、実際やっぱり進まないと思ひますので、この住宅の耐震改修
じゃないんですけども、戸別訪問などもね、ぜひやっていただいてね、促進化
をしていただきたいと思ひますので、最後に町の担当の見解をお伺いをいたし
ます。

総 務 課 長 ただいま寺嶋議員からの御質問ですが、危険ブロックのほうにつきましては
先ほど町長の答弁にありましたように、文書とか、文書を送付させていただ
いて補助率等の見直しを検討しているといふこと。もちろん戸別訪問についま
してもですね、先ほどお話しさせていただきましたが、今年度、調査をさせて
いただきますので、その結果を踏まえてですね、特に重要な危険な箇所等につ
きましては、優先的に訪問等をさせていただきたいと考えております。以上で
ございます。

11番 寺 嶋 以上で私の質問を終わります。

議 長 受付番号第1号 寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時20分からとします。 (10時09分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時20分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、平野由里子君の一般質問を
許します。登壇願ひます。

4 番 平 野 受付番号第2号、質問議員、第4番 平野由里子。お許しをいただきましたので、質問させていただきます。件名、新松田駅前整備事業について。

要旨。新松田駅前整備事業については、3年間の継続事業として計上されていた債務負担行為が削除されましたが、その後の影響や現状について伺います。

(1) 駅周辺地域整備促進支援業務委託料900万は認められていますが、現状はいかがですか。

(2) 新松田駅周辺地域まちづくり協議会のメンバーとして、J R 東海はすぐには入らないとのことでしたが、J R 東海の理解と協力は必要です。今後はどうなる予定ですか。

(3) 総合計画に基づき、具体的に取り組みを始め、2年前には駅周辺整備基本構想・基本計画を発表し、事業を推進されてきましたが、町民への説明が十分だったとは言えないと思います。改めて町民への説明、また民意を確認する予定はありますか。

以上、お願いいたします。

町 長 それでは、平野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、駅周辺地域整備促進支援業務委託につきましては、毎年議会において予算をお認めいただき、令和元年度より継続して実施している事業であります。主な内容といたしましては、新松田駅周辺整備事業の中で予定しております再開事業における集約施設等を整備するため、新松田駅北口周辺地区の地権者の方々を対象とした勉強会や懇談会、さらには戸別訪問などを通じて、再開事業の仕組みや事業の流れを理解していただき、個々のライフプランの中で事業に参加可能か、また組合施行で実施する再開事業について地権者様それぞれに合った形での提案を行い、令和4年度中に再開準備組合設立を目標とした支援を実施する業務委託になるものでございます。また、この事業に必要な民間の事業協力者への情報提供を含め、組合への参加を誘導するものであります。

令和元年・2年においては、地権者の皆様に再開事業について御理解を深めていただくことに力を入れてまいりました。そこで、本年度において、コロ

ナ禍であります。地権者の方々に対して再開発事業対象区域として進めることを確認し、現時点での事業への参加の意思を明確にいただき、その上でおおむね実施区域を定め、事業内容をさらに精査を行い、建物の規模や整備手法、民間の事業協力者への積極的な情報提供を行い、事業の可能性について検討を進めてまいる予定としておりました。

今回、これまで様々な関係機関との調整を重ねてきた内容について、本年度から3か年をかけ、駅前広場整備工場の詳細設計を行うため、債務負担行為が削除され、1年目の分の予算を凍結されたことについて、再開発事業に関連する地権者様や行政機関等から事業の継続性についてのお問合せがありました。当初予算の審議の中で、広場整備について時期尚早との報告があり、集約施設等の整備などの関連事業について、今後どのように進めていくのか御心配の声が寄せられたものでございます。

さらに、民間の事業協力者においては、この事業の参加について、駅前広場等の関連施設整備が今後どのように整備され、計画予定地の面積の確定など、参加の意思を判断する重要な要素となりますので、現状を鑑みた上で、今回、支援業務委託料900万円についても、今後駅前広場整備工場の詳細設計の開始時期が大きく関係することから、予算執行を行ってよいものか、憂慮しているところでもございます。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。新松田駅周辺地域まちづくり協議会は、平成28年度より基本構想・基本計画策定に向けて協議会設置を行い、多くの委員の皆様にご参加いただきました。委員の構成につきましては、土地建物の権利者様、自治会長を初めとする各種団体の代表者の方々、交通事業者様、県西土木事務所所長、松田警察署署長など、関係行政機関やまちづくりに精通した学識経験者の方々に御参加をお願いいたしました。

御質問にありますよう、JR東海様におかれましては、当初より協議会の参加をお願いしておりますが、営業エリアは東京ー大阪を結ぶ日本の交通の大動脈である東海道新幹線、御殿場線を含む静岡・名古屋地区の12線区の在来線を運営しており、エリア内には多くの駅や自治体があるため、社内での人的配置

が困難であるということによって、協議会の参加については御了承願いたいというふうに申し出がりましたが、公共事業者の方々に参加していただく交通部会には御出席を賜り、鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者の皆様と一緒に駅の在り方について意見交換を行っております。さらには、基本構想・基本計画の策定時には資料提供を行い、この計画について御理解をいただき、広場整備による用地の取り扱い、JRの南北を結ぶ通路の事業など、進捗に合わせて個別協議を進めていくことを承知賜り、引き続き御協力をお願いしているところでもございます。

また先月ではありますが、まちづくり課において、JR東海静岡支社にて、今後の各種個別事業に合わせた事前協議に必要な資料について調整を行ってまいりました。今後も、小田急線新松田駅舎の改修や北口広場整備事業などとスムーズな連携が取れるよう、町としてJR東海様とのさらなる信頼関係を行使しつつ、着実な事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、今回駅周辺整備事業の核となる駅前広場整備工事の詳細設計がスタートできない中で、施工の範囲や時期などの基本的な事項が伝えられないため、JR東海様との協議内容の具体的な検討ができず、苦慮しているところでもございます。

3つ目の質問にお答えいたします。新松田駅周辺整備基本構想・基本計画では、平成28年度から平成30年度まで債務負担行為による3か年間をかけ足柄上地区の玄関口としてふさわしい交通結節点機能及び商業交流機能の充実を図り、駅利用者の安全・安心を確保するとともに、賑わい、活力を生み出すまちづくりを行うため、実現方針や整備手法を整理し、事業の早期完成を目指すことを目的とし、策定いたしました。

策定時には、町民の方々から計画の内容について御意見を賜るため、説明会を3回実施いたしました。また、2か月間のパブリックコメントを実施し、広報掲載やポスターを自治会掲示板に設置し、閲覧用資料を集会施設や町の公共施設に備え付け、皆様の御意見を頂戴いたしました。また、本事業についての意見交換会では、延べ27名、39件の御意見を頂き、パブリックコメントでは67

件の意見を頂戴し、お寄せいただきました御意見については、平成31年3月4日開催の第8回新松田駅周辺地域まちづくり協議会において議論させていただき、それらの意見も踏まえてこの計画に反映させていただいております。

また、基本構想・基本計画の完成後は、公式ホームページに掲載し、まちづくり協議会の資料や議事録、パブリックコメントや意見交換会での内容を併せて掲載し、多くの方々に閲覧していただけるように行っております。さらには、令和元年度の地域座談会、令和2年度の町政懇話会において、合わせて約260名の方々に資料を配布し、説明を実施し、御参加の皆様からの御意見にお答えさせていただいております。しかし、そういった意見募集を行っていても、身近なことや御自分のこととしてお感じになられない方がいらっしゃることも承知しております。

そこで、改めて町民への説明、また民意を確認する予定はありますかとの御質問ですが、駅前再開発のような大事業は、町民の多くの方々に御理解と御支持を賜り、事業を推進することが重要でもあります。新松田駅周辺整備基本構想・基本計画は、県の上位計画や御決議を賜りました第6次総合計画においても最優先事業であることを踏まえ、地域のまちづくりの方向性を示すとともに、駅周辺地区の整備についての方針を整備するものであり、基本計画・基本構想に基づき、整備実現に取り組んでいくこととなります。

現在、町の将来を心配された町民有志による松田町の未来を学ぶ会さんが主体となり開催されております勉強会を通じ、駅前広場整備、橋上駅舎南北自由通路整備、集約施設整備などの各事業内容の目的や効果、概算事業費内訳や財源、スケジュールを含めた事業期間などを整備実現に向けて町職員が参加させていただき、説明をさせていただいております。

このような機会などを通じ、多くの町民の皆様方の御意見を賜り、民意を確認しながら事業化を進めてまいります。また、実施に向け、まちづくり協議会を新たに開催し、多くの方々の意見が反映されるよう取り組んでまいりたいとも考えております。以上でございます。

4 番 平 野 御回答ありがとうございます。最初の①番に関してなんですけれども、私は

900万のほうは認めたので、それについてある程度、細々であっても何か進捗しているんだろうというふうに想像し、そこで現状どうですかというような感じで①番は設定したつもりだったんですけども。ちょっと今お答えを聞いていたら、1,000万は債務負担行為の中で、結局実際使えないなというのはそれは承知しているんですが、こちらの900万に関しても、思ったほど執行をやれていないというような感じなんですか。そこのところ、ちょっと確認をさせてください。

参事兼まちづくり課長 それでは、御説明をさせていただきます。支援事業につきましては、周辺の再開発に伴う集約施設等を実施していくために行う委託でございます。駅前広場に関して、今回債務負担をお認めいただけずですね、広場の設計が凍結しているという中で、地権者の方の中には、駅がどうなっちゃうのという御質問を頂くケースがあります。町といたしましては、そういったことも踏まえて、今後時期を見て、どういった形で発注していくのかというふうに検討しているということで御理解いただければと思います。以上です。

4 番 平 野 といいますと、ではその支援業務委託料900万のほうを使って、これからどんな形で発注をするのかということを進める。つまり、本当の発注というのは削除してしまった債務負担行為のほうに関わっていくから、本当の発注はできないという意味ですか。

参事兼まちづくり課長 900万につきましては、広場の工事と全く関連がないということではございません。広場の含めた中での再開発事業でございます。資料を作る中では、当然それのものも当然必要になってきます。広場の設計そのものですね。も必要になってきますし、支援をする方のためのライフプランとかに合わせた資料も作成してまいります。今年度はですね、特に今後集約施設を進めていきたいという地権者様のもう一段ギアを上げて、いや、私は参加するよとか、いや、私は今のうちはいいいよとかというのを、区域を定めたかったんですね。そういった中で、じゃあ…質問されて、逆に。広場はいつやるのという話になりますので、そういったことも町の中で、発注側としては、そういったことも整理した中で地域に下りていかないといけないので、今、発注の時期を考えているという内

容でございます。以上です。債務負担とは関係がないというか、債務負担行為自体は900万とは連動はしていませんので、よろしくをお願いします。

4 番 平 野 それでは、支援業務委託料900万のところでやれる範囲のところを進めていくというふうな形でいいわけですね。それは確認したいところです。

今、問題になった1,000万のほうは、債務負担行為そのものが削除されたということで、実質は使えないんだというふうなことは了解したんですけれども、債務負担行為3か年分ということなんですけども、これに関してはとても分かりにくいことだと思います。それで、③のほうの町民への説明というところでも、ちょっとそこにもかかってくるかなとは思いますが、ここで改めて債務負担行為というのの考え方。つまり3か年、それをこちらが削除してしまったんですが、そこはどんなふうな捉え方をすればいいのか。その辺をちょっともう一度確認させてください。町民の方に分かりやすいという、そういう説明ができるようにお願いします。

参事兼まちづくり課長 債務負担行為そのものの説明は、私よりも財政課長のほうがよろしいかと思えますけれども。債務負担行為に伴う広場の詳細設計が債務負担でしたと。それを削除され…して、議会で削除を決めていただいたということなんですけども。じゃあ、その1,000万をどうやって使っていくのかとか。その債務負担行為ってどういう内容だったのかというのを説明させていただきますと、まず、広場の詳細設計。今回お出しした債務負担は、あくまで広場の設計でございます。集約施設であるとか、橋上駅舎・自由通路の設計は入っておりません。あくまでも広場に関連するものを整備するための設計代でございます。単年度ごと、今1,000万は凍結ということでございますが、例えば、凍結…説明がうまくできてですね、凍結が解除されてもですね、1,000万円分だけ出すというのは、非常に困難でございます。全体事業費が1億2,500万というのが委託の費用になります、総額。その中で、広場の詳細設計、道路の詳細設計、平面交差点の設計、バスシェルター、ペDESTリアンデッキ、昇降機…エレベーターとかエスカレーターですね。そういったもの、あと踏査・選点各関連…県とか、そういうところですね。そういうところの打ち合わせ。そういったものを含めて、3か

年で実施をしていきたい。じゃあ、これを分割してやる。まず踏査・選点、現地調査ですよ。それをじゃあ3回やるの。1回目取った会社と、2回目取った会社と、3回目取った会社が違ったら、おのおのじゃあそれをやっていくの。そういうことではないと思います。全体を設計するものですから、まず大枠で受注をして、3年間かかるということなんですね。おおむね。3年間かけないと、この設計ができないということ。一つ一つを組み合わせていくことではないと思います。

特に、広場の設計、詳細設計につきましては、当然平面上の核となる部分です。その新たなレイアウトが完成しないと、交差点の詳細協議にもいけない。まさにそこが基準になっています。その次にロマンス通りを含めた道路の線型も、広場のレイアウト、道路のレイアウト、セットです。それを全部分割してなかなか発注することは、私は困難だと思っています。その都度、踏査・選点を違う会社がし、その都度成果品を上げ、その都度前の設計を見ていく。見直して、またそれをフィードバックして設計をし続けるということは、大変な作業になっていくのかなというふうに感じております。以上です。

政策推進課長 先ほど、債務負担行為ということがございましたので、債務負担行為とはということで御説明をさせていただきます。債務負担行為というものはですね、契約の根拠のためにですね、年度をまたいで行うものというものになります。例えばですね、年度をまたいでしまえば、既に設定済みの負担行為に基づいて契約を行うことはできないためにですね、例えば、年度内に契約できない場合、再度債務負担行為を設定するというものがございます。なので、最初に設定したものがなくなるということになれば、改めて年度の後に必ず設定を全てをすると。そこで予算を作るというような形になります。いわゆるですね、これ、自治法上では、規定の期間というのはないんですけども、国のほうは10年というものがございます。そうした中で、債務を負担する行為、枠を設定するというふうな、付与するというようなものが債務負担行為というふうに自治法上の規定になっておりますので、この事業につきまして、経費が具体的に確定していないが、将来に負担を決まっているものの額の枠を設定したというようなも

のが、債務負担行為ということになります。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。債務負担行為の概論と、今回の事業についての債務負担の考え方を、今お2人から確認できたと思います。これに関しては、本当に3番にもつながることなんですが、分かりやすく伝えていきたい…議会も本当はそうしなきゃいけないんですが、伝えていかなくてはいけないかなというふうに思っております。

今、先ほど色々な方からお問合せがありましたとか、御心配の声が寄せられましたというようなお答えもあったんですけども、ペンディングになっているということで、お問合せが直接来なかった方々も含め、関係各位の方たちはつなぎ止めているというふうに考えてよろしいのでしょうか。例えば、何か中断することで、何か損をするようなことがないとか、あるいは条件とカリミットみたいなものが付されているようなものがないとか、その辺確認させてください。

参事兼まちづくり課長 それでは、御回答申し上げます。まずですね、一般の地権者様におかれましては、各自の、やはりライフプランみたいなものがあってですね、町の事業に参画して、自分たちの、例えば土地利用について、いついつまでに考えていきたいねというお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、その方におかれましては、ちょっと不安かなというお声を頂きました。それから企業系ですね、団体企業様におかれましては、関連事業との接点ですよね。じゃあ、駅広、いつからやるの。じゃあうちはいつからやるのかなと。今、実際に小田急さんですね、今年度繰り越しをさせていただきまして、橋上駅舎・自由通路の設計をさせていただいてますけれども、じゃあその基本設計ですけどもね、まだ詳細ではありませんけども。詳細設計を委託しております。それが完成して、その後協議期間がやっぱり何年か必要になります。その中で、スタートはじゃあいつなのということを、やはり明確にお答えすることができないと、小田急様も自己資金を要することもありますので、社内で、じゃあいつからやるんですか松田町さんというのが、やはり必要になってくるかなというのは、一つ懸念材料として挙がっています。

全体的にはですね、あとは商業者の方たちが駅にそういう集約施設ができて、今よりも商店が集中して、例えばテナントが出店できるとお考えになった方々もいらっしゃると思います。そういった方々が、いつできるのかなということをやっぱりお感じになってる方もいらっしゃるというのは事実だと思います。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。いろいろと影響がやはり出ているということで。ただ、はっきりとしたリミットとか条件とか突き付けられているようなところは、今のところないと考えてよろしいんですか。

参事兼まちづくり課長 直接的にですね、何年の何月までに駅前広場をつくりなさいとか、集約施設をつくりなさいということを直接的に言われてる方はいらっしゃいません。ただしですね、やはりある程度のことを説明しないと、逃げていってしまうというのは事実で、個別にこれから1件ずつ御挨拶をしながら、こういったことでという説明をさせていただくのを、もう職員で直接行きたいというふうに、今考えています。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。本当にちょっとそういう交渉が困難になってくることは確かなんですが、地権者へのより一層丁寧なね、ライフプランなども含めた対応も含め、やれるところでしっかり対応していただきたいなというのは思っております。

2番に関してなんですけれども、JR東海はね、本当に今の最初のお答えにもありましたとおり、非常にエリアが広くて、しかも新幹線も持っているというようなところで、もう本当に巨大企業であり、そういうところから考えると、すごいたくさんの中の一つの駅にすぎないということで、なかなかタフ…ただであっても普通の民間企業はタフネゴシエーターだと思うんですけれども、より気を遣う相手なのかなというふうには思っております。でも、しっかりと関係を築きながら、交通部会にはきちんと来ていただいているというようなことも聞きましたので、一層それはしっかりとお願いします。

やはり、御殿場線が関わってくる、例えばガード下のところの拡幅であるとか、アイデアとしてははっきりとはちょっと書いてなかったんですが、あの地

図には。御殿場線南北通路のところとか、何かそういった声もやはり多い現状がありますので、その辺のところはどうなんでしょうか。

参事兼まちづくり課長

まず、JR東海との関係はですね、今までと同様によい関係が築けているというふうに感じています。しかしながらですね、事業を推進するには、目的となる期日というのは、企業さんですので、先ほど申したとおり、最終的にはいつやるのというお言葉が聞かれてくるんじゃないかと思います。まずは事前協議について資料の提供だとか、そういったことをする段階でございますので、それについては粛々とやっていきたいという考えでおります。

それから、ガード…ガードとですね、用地と駅舎というものがJRさんには関わってきます。この間ですね、先月お伺いしたときも、用地については、実は静岡支社さんではなくてですね、名古屋の本社の管轄になりますので、それまた一段ハードルが上がってきますので、駅前広場に予定される場所の中にJR東海さんの土地がございます。それについては、別途やろうねというふうに、その場ではお答えを頂けませんでした。それと、ガードやアンダーパスですね、南北を横断する道については、いろいろなところで事例があります。上病院に行くところにも、1本5号線の架道橋というアンダーになってる場所がありますけども、ああいったものと同じような取り扱いで、概略の時期から始めて、いつまでに完成したいと。じゃあこういうスケジュールで進んでいきましょうというのを、これからきちっと説明しながらやっていきたいというふうに考えていますし、県道のガードにつきましてはですね、今年度ですね、県のほうで予算がつきまして、調査費という予算でございます。なかなか今まで県が実際の金額…ある程度の金額をもってガードの改修について重たい腰を上げてくれたと。今まではずっとですね、うちのほう…基本構想・基本計画がなければ、話に乗らないよというのがスタンスでした。それが2年前にできて、その後要望を重ねて、必要性を説いて、なおかつワーキンググループみたいなものを県さんと直接作らせていただきまして、町と県だけで作らせていただきまして、その中で、駅の重要性と道路の関連を所長さんを含め、各部局の課長さんに説明をずっと申し上げた結果がですね、何とか今年から調査費がついたというこ

とでございます。その調査にするとですね、当然県さんがJRさんと協議をしないといけないと思います。町が県道の管理者ではありませんので、協議ができませんけども、今後は県さんがガードについて調査をして、JR東海さんと協議が少しずつ始まっていくのかなというふうにも感じています。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。県道のガードのところ、本当に長年の課題というか駅の問題がすごくある…具体化する前からずっと言われているところで、せっかく県道がきれいになっても、なかなかそこで詰まってしまうという。これに関しては、いつかどうにかなる…ならなきゃねというふうにみんな思ってたのですが、やっとこれで県のほうの調査費用というちゃんと具体的な予算がついたというのは、非常に画期的かなと思います。これでやっと少し進むかもしれないというところですね。ありがとうございます。そこを確認できて、とてもよかったです。

3番なんですけれども、町民への説明というところなんですけれども、すごい、答えの中ですごく丁寧に説明いただきまして、本当に基本構想・基本計画に向けた段階でも丁寧な調査をしていますね。交通調査も始め、それからパブコメなどもやっていて、私もちょっと思い出したら、このパブコメの期間、ふだんはそういうものに全然興味のない町民の方から、私も書いていいのかなというふうに聞かれたりして、こんなところまで興味ある方がいるんだなというふうに、やっぱり思ったんです。それでも、先ほどの数の上ではね。でもパブコメが67件というのは、決して少ない数ではないと私は思っています。それが反映されて、最終回まちづくり協議会もされたということで、それで練り上げられた基本計画…基本構想・基本計画ということですよ。

これに関しては、広報にも載り、それからホームページにも掲載するということで、周知には努めていられたと思うんですが、やはり出したから…出したから大丈夫というような、そういうところはやっぱりなくて、本当に…まずここに出す、広報やホームページに出すというのは、本当にプレゼンの第一段階だというふうに考えるしかないと思うんですね。やはり、そのあとの情報を生かしていくには、アウトリーチが絶対必要だなというふうに私も思っています。

例えば、これは議会のほうで言うと、最後のほうの回答に、町民の有志による勉強会がというふうに書いてあるんですが、これに関しては、形としては多分出前講座みたいな形なのかなと。町民が何人か集まれば、説明員を呼べるというあれかなと思うんです。ただ、やっぱりこれは主催はあくまでも町民の有志であって、やはり最後のほうのお答えにあったように、まちづくり協議会もう一度新たに開催するというのがすごく大事かなと。議会もやっぱり議会広報を出し、報告会などもやり、だけれども意見を聞くための団体との交流会みたいな意見交換会みたいなことやるわけなんです、やはりアウトリーチというのがすごく大事かなというふうに思いますので、そのところを、最初の回答にあったようにね、しっかりとまずやっていただくという、それが前提というふうに思います。

それで、さっきの1番での債務負担行為の説明のように、やはり分かりにくい、例えば専門用語であるとか、その辺りをしっかりと皆さんに理解していただきたいなと思います。家計では違うんだということを頭では分かっている町民も結構いられるんじゃないかなと思うんですが、やはり分かりやすく、特に金額が大きいので、それを金額だけがひとり歩きしてしまうというのがありますので、ぜひお願いします。私たち議会のほうは、2年前のそういった基本構想・基本計画時点のところから数字は結構聞いております。ほとんどそこから変わってない数字かなというふうに思っているんですけども、改めて全体事業費と町負担の金額を確認させてください。

参事兼まちづくり課長　それではですね、具体的な数字を御説明させていただきます。まずですね、総事業費につきまして、皆様御承知のとおり149億という形の数字が出ております。この149億は、集約施設の保留床の、権利床・保留床等の販売価格も含めて、民間事業者の方が御負担していただく95億円。これは町負担ではございません。95億円を含む149億円という形でございます。そうすると、その中でまたよく皆さんお聞きになる49億円と。49億円という数字が出てくるかと思えます。49億円というのはですね、まず1つ目が、先ほど申しました集約施設に対して共同化部分等について、町等が負担する割合が約2割程度ありまして、その合

計金額が25億円と。25億円に対しましては、国3分の1、県・町で3分の1、組合さんが3分の1という形で、全体の再開発事業の共同化部分の負担をさせていただくということでございます。その次にですね、駅の広場整備につきましては、公共施設管理者としての負担として、約14億円を予定しております。それと、最後に橋上駅・自由通路等につきまして10億円と。10億、14億、25億で49億円という形が149億円のほかに出てるお話の内容じゃないかと思っております。

さらにですね、集約施設のものでございますが、これはですね、基本構想・基本計画の中での数値でございます。実際にですね、これから先ほど申したとおり集約施設を進めていく上では、当然地権者の方の御同意が必要になります。御同意というよりも、地権者の方々が準備組合を設立して作っていくということでございます。そういった中では、当然スケールですね。全体事業費の量が変わってきます。それに合わせて、町が、公共が負担する部分に変化してまいります。そういったことを踏まえて、最大値であるというふうに御認識いただいて結構だと思っております。

あとですね、今、全体の金額について。あとですね、先ほど前段で平野議員おっしゃっていた説明が足りてないんじゃないかということなんですけども、私も皆さんの勉強会に参加させていただいたときに、ああそうなんだという声を確かに聞いております。議会も含めてですね、町民の方々に対する説明不足というのがあった。私自身はあったのかなというふうに、今感じて反省しているところです。今後はですね、先ほどおっしゃったとおり、協議会等実施に向けてですね、また一段ギアを上げていく中で、住民の皆様、議会の皆様に御納得…御説明できるような形を取っていきたいと思っております。以上です。

(「町負担」の声あり) 町負担につきましては、約15億円。14億6,000万…15億円ですね。町負担は約15億円でございます。

4 番 平 野 ありがとうございます。最後のね、町負担15億円。これも議会、2年前に聞いておまして、本当にそこから数的には…数字的にはあまり変わらずにこうやってきてるといっているのは分かっているんですが。3月の全協で我々こういう資

料を頂いているんですけども、やはりこの中も足し算すればその15億円って出てくるんですが、やっぱりちょっと分かりにくいのかなと思ったのと、やはり企業が、民間がやるよといった、例えば橋上のところで5億は小田急だからということで、口で説明されてメモをしたんですが、ここにはあらかじめ書いてなかったり。それから先ほどの149億と49億の違いが、何かスキームみたいにちゃんと出していただけるとすごく分かりやすかったかなと思います。ただ、私も町民の勉強会に出て、そのスキームを見たので、すごい分かりやすかったんですが、そこが理解が肝なのかなというふうにちょっと思っております。

あと、またこの金額に対して、地方交付税で戻るからみたいな説明もあった、有利な起債だというふうにあったんですが、ここもすごく町民にはすごく分かりにくいところで、その辺もちょっと時間があまりないんですが、分かりやすく説明していただけるとありがたいかなと思うんですが、どうでしょう。

政策推進課長 地方交付税で戻るというよりは、地方交付税に算入されるということになります。この駅周辺整備事業49億円のうち、起債が11億5,960万円というように財政推計を示しております。その推計の中ではですね、交付税算入というの見込んでおりません。なので、正確な数字としますと、大体22.2%が交付税で戻る…ごめんなさい、交付税に算入されると。すなわち、交付税として入ってくる額としては2億5,800万円ほどが、この推計のほうにはこれを積み上げます。今度の推計に積み上げます。正確な数字としてはこのような形で、有利な起債を町のほうとしては積極的に取りに行くということで進めておりますので、そのほかにもいろいろな部分で交付税算入がありますので、そういうところは積極的に取りに行くということで進めさせていただいております。以上です。

4 番 平 野 ありがとうございます。ここは本当、私も交付税の計算って正確にはちょっと自分ではできない計算で、町民から質問されてもなかなかうまく答えられなかったところなんですけど、どうもありがとうございます。やはりこういったことを丁寧にとにかく発信し、また町民の意見を聞き、進めていただきたいというのが本当に切なるお願いです。やはり、このパブコメとかね、されてはいる

んですが、やはり積み上げのプロセスの中で、どれだけ住民が関わっていくか。そこはすごく民主的なやり方だと思いますので、ぜひそこをお願いします。近年、討論型世論調査という手法も出てきておりまして、多少手間はかかるんですが、一考の価値があるかなと思いますので、ちょっと調べていただければ出てくるので、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

やはり、やることに対するメリット・デメリットというのも明確にしながら議論をしていくのが大事かなと思います。小学校建設が進んでいて、子育て世帯にアピールができるチャンスであり、また合計特殊出生率が1.65で県下1位になりましたね。そういった非常によい波が来ているところでもありますので、ぜひ丁寧な説明をしながら進めていただきたいと思います。時間がないので、もうこれで終わりにいたします。

議 長 受付番号第2号 平野由里子君の一般質問を終わります。少々お待ちください。

議 長 受付番号第3号の唐澤一代君の一般質問ですが、欠席しておりますので、一般質問は行いません。中野議員より、所用のため順番を入れ替えるということで、午前中にしたいと思います。

それでは、受付番号第7号、中野博君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 中 野 それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第8番 中野博。件名、想定外の自然災害を見据えて。

今年も間もなく台風シーズンがやってまいります。近年、全国的に起こる水害による猛威にはなすすべもなく、唯一、早めの避難が最良かと思います。そんな中、このたび開成町と連携をし、「まるごと、まちごとハザードマップ」の案内板を町なかの電柱に取りつけをしましたが、町民への普及啓発はどのようにされますか。

次に、富士山ハザードマップが17年ぶりに改定され、従来の被害想定よりもさらに大きな想定となり、5月号の広報紙にも掲載され、町民の動揺は隠せません。松田町も広域避難計画の作成を急いでいるようですが、その進捗状況と町民への説明等はいかがされますか。以上です。

町

長 それでは、中野議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問の避難に関する普及啓発についてでございます。「まると、まちごとハザードマップ」は、国土交通省が平成27年9月の関東・東北豪雨災害において、避難の遅れ等により多くの住民が孤立し、約4,300人が救助されるなど、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことが浮き彫りになったことから推進している取り組みでございます。

この事業は、生活空間にある町中の電柱等に、浸水における浸水深…浸水の深さですね。避難所などが分かる内容の案内板を取りつけるもので、本町も開成町さんと連携して実施いたしました。これにより、洪水ハザードマップのさらなる普及浸透や、町民の水害に対する危機意識の醸成、避難所の認知度向上を図ることとしております。内容は、案内版に設置している場所が、最大でどれぐらい浸水する想定なのか。風水害発生時に、町で開設する予定の避難所情報も表示しておりますので、風水害時に迅速な避難行動が取れるよう、事前に把握することが可能となっております。

また、神奈川県で策定いたしました川音川の洪水浸水想定区域が平成30年7月から変更となり、町屋、店屋場、神山、茶屋自治会においては、避難所を松田幼稚園から松田町生涯学習センターに変更し、表示させていただきました。旧文化センターの名称が、生涯学習センターに変更したことについて、まだなじみがないというお話も伺っておりますので、引き続き丁寧に周知活動を行ってまいります。まずは、避難所と名称が変更になった地域内を優先に、掲示板などに見やすく避難所について掲示するようにいたします。これから台風シーズンを迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症を予防しながら、自主防災会に対し、洪水や土砂災害を含めた防災講習会を実施して、ハザードマップや案内板の理解と普及のため、正しい防災知識の周知と徹底を図ってまいります。

次に、富士山ハザードマップの改定に関する件でございます。活動火山対策特別措置法第3条第1項の火山災害警戒地域の指定について、令和3年4月27日に内閣総理大臣から中央防災会議に対し、諮問されたところでございます。今後、松田町を含む県内7市町、小田原、南足柄、相模原市、大井町、松田町、

開成町、山北町が火山災害警戒地域に指定される予定となっております。また、県が設置する富士山箱根火山対策連絡会議、対策検討ワーキンググループでは、5月末より火山灰の除去や溶岩流に対する広域避難塔の検討が開始され、松田町もこの検討会に参加することとなっております。これにより、火山灰や火山泥流の影響を複合的に検討するとともに、近隣の市町とも連携を図ってまいります。

今後は山梨県、静岡県、神奈川県及び3県内の関係市町村で構成する富士山火山防災対策協議会が令和3年度に作成する地域避難計画を受けて、令和4年度以降に松田町広域避難計画の作成と、松田町地域防災計画の改定を行う予定としている状況です。また、併せてそのような広域での計画策定を待つだけではなく、コロナ禍ではありますが、一日も早く町民の御不安を少しでも和らげたいと考えておりますので、各自治防災会と日程調整ができたところから火山災害の講習会を行い、現在分かっている正しい防災知識や内容について周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

8 番 中 野 再質問をさせていただきますが、コロナ禍の中でございますので、議員同士の申合せにより、短時間でということですので、端的にさせていただきます。

まず、このたび開成町と連携をいたしまして、間もなくやってくる台風、また大雨シーズンを想定して、川音川また酒匂川の河川沿いの電柱133か所に、想定浸水深という掲示板が設置されました。このことは、私はタウンニュースを見て初めて知ったわけでございます。早速、対象となる地域に出向きまして、調べてみて回ったところ、確かにございます。その内容は、ただいま町長申されたとおり、この地域が洪水がひとたび起きれば、この地域は3メートル浸水しますよ、また2メートル浸水しますよと。そして、この地域の皆さんの避難所は生涯学習センターであります。そのような内容が掲げられている掲示板でございます。

それで、そこで、私は、その対象地域に住まいをされる方々に聞いてまいりましたところ、ほとんどの方が、えっ、そんなもの貼ってあるんですかというようなお答えでございました。これがいつ頃貼られたのかも、私どもも…私は

分かりません。せっかくすばらしいものがお金をかけてということで作り上げたものが、町民に知らされていないということは非常に残念でもったいない限りでございます。

なお、この掲示板の目的は、町民の水害に対する危機管理、また避難所の認知度向上を図るためとあります。今後、ハザードマップや案内板の理解と普及のため、このコロナ禍の中ではございますが、感染拡大を予防しながら、防災講習会を開催をしていくということでありますが、もう既に時期は、この災害の、大雨の、台風のシーズン入りとなっております。入ってしまったからでは遅いと思います。一日でも早く何らかの形、例えば、その対象地域に向けた回覧板の作成をして回すとか、そういったことのいち早い手段が必要になるのではなかろうかと思いますが、総務課長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長 ただいまの中野議員の質問にお答えさせていただきます。まるごと、まちごとハザードマップの案内板につきましては、既に令和2年3月に全て設置が完了しているところでございます。今お話の中で、これから台風とか大雨のシーズンが来るので、今、議員がおっしゃられるように、案内板が設置してて、それを認識してられない町民の方がほとんどだよということですので、うちのほうもですね、先ほども、寺嶋議員のほうの質問の中でも御回答させていただいたんですが、まず、今月の6月にですね、の末に、自治会長連絡協議会の会長さん含めた役員さんと、ちょっと自主防災会の関係での打合せをさせていただきますので、またそこで一度御説明とか周知についてのお話もさせていただきます、なおかつ、今議員がおっしゃられた、洪水の浸水が想定されているようなところについては、個別にですね、回覧板等とかの作成等を検討させていただきますので、周知を徹底するような形で対応していきたいと考えております。以上でございます。

8 番 中 野 ぜひ一日でも早く、そのような対策をとっていただきたいと思っております。

次に、富士山の噴火についてですが、山梨県、静岡県、神奈川県で構成され

まず富士山火山防災対策協議会が17年ぶりに富士山のハザードマップを改定をいたしました。それによりますと、従来の溶岩量、溶岩流より2倍ほどの溶岩流が噴出されるということでございます。この松田町にも、7日から57日間をかけて、その溶岩流がやってくるというふうな見解でございます。このことは、4月15日の全協の中でも、簡単ではございましたが、説明があり、我々も承知しているところではございます。なお、町民の皆様方には、5月号の広報にそのことが掲載されておりますので、それを読まれた対象地域にお住まいの、つまり対象地域と申せば酒匂川沿線にお住まいの方かなど。全協の説明では、東名高速より南側ということの説明がございましたので、その辺が対象地域に当たられるのかなというふうに思っているところでございます。

火山の専門学者によりますと、富士山が最後の噴火をしたというのは311年前だそうでございます。その前までは、100年に1回の割合で噴火が繰り返されておったということであり、ここ300年以上、噴火はありません。したがって、至る所にマグマだまりがたまっていて、今では、もし南海トラフによる地震が起きたときに、その連動をもって富士山の噴火は必ずや起こるであろうと。いわば、噴火スタンバイの状態にあるのが富士山であると。いつ起こってもおかしくはないというふうに言われています。そして、その被害は遠く首都圏にまで及び、被害総額となりますと2兆5,000億円くらいになってしまうということも、専門学者は申しておるわけでございます。

そして、そんな中でございますが、今、松田小学校建設に入りまして、全国3例目となる木造建築ということで、町内外の小さなお子さんをお持ちの親御さんから、非常に関心が持たれていることは事実でございます。先日、町外の方から、問合せがありました。この木造建築の小学校に自分の子供を入れたいんだと。ぜひ、それも小学校周辺の近いところにいい土地があれば、そこに移り住んで、松田小学校に入りたいと。ところが、このことが発表されてから、もし富士山噴火、また大洪水が起こった場合に、その対象地域となっているところの土地を買って、住まいをするというのは、大変恐ろしいことです。いうことも言ってられました。

そこで、大変愚問になりますが、その方の問いにもありましたのでお聞きするんですが、固定資産の評価というものは、固定資産評価審査会に委ねられるものではございますが、分かる範囲で結構なんですが、もし、今後その地域の固定資産の評価に、このハザードマップが発表になった後、その対象地域の固定資産の評価というものには影響があるんでしょうか。その辺を、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

税 務 課 長 ただいまの御質問に御回答させていただきます。固定資産税の評価額につきましては、国あるいは県から提示されます公示価格、あるいは調査価格というものを基に各自治体が決定してまいります。これは、土地の取引、売買の状況が影響してまいります。今回のようなハザードマップであるとか、特定の災害の警戒区域に指定されたことによって、今後の土地のその取引の状況が、取引額が下がって、より低額な取引が続いた場合は、その土地についての価格が、それが一般的であると判断されて、最終的には固定資産税の評価額にも影響が出る可能性はあると考えております。ただ、今の段階で、確実に影響が出るのかとか、出るとすると、どれぐらいなのかというところは、ちょっと把握は難しいというところでございます。

税務課の担当としての考えといたしましては、固定資産税を下げない、ふだんからですね、下げない、地価それから評価額を下げないような、できれば上げられるような、そういった価格が高くても買いたいと思っていただけるような、そういった付加価値を何かつけられるような方策が必要ではないかと考えます。そのためには、引き続きですね、住みやすいまちづくりを進めて、定住の人口が増えれば、土地の売買なども進んで、それによって土地の価値も上がり、そのことで固定資産税も下がらずに、そのことで、もしかしたら上がってくる可能性も出てくるのではないかと考えます。その中で、税務課といたしましては、税の公平性という観点からも、課題であります収納率の向上につきましては、引き続き強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

8 番 中 野 そうですね、固定資産税の収納にも、もしかしたら影響があるのではなから

うかと、私もそのようには考えます。しかしながら、せっかく他町からすばらしい小学校を目指して移り住みたいといった方々がおられるのに、このことによって、ハザードマップが発表されたことによって、やはり松田町は嫌だよということがないように、今、課長申されましたとおり、何かしらの付加価値をつけた、また松田に住んでみたいというふうな思いを持って行政の進め方を期待をしておるところでございますが、この自然災害によるものだけは、我々、いかにせんともしようがないという部分が多くあろうかと思えます。あえて、大げさにハザードマップの公表をすることは当然なかろうかとは思いますが、それを隠しておくということもできません。非常に残念な部分と申せば申せるんではなかろうかなとは思いますが、いずれにしても、災害から自分の命を守るということは、前者の質問にもありましたが、早め早めの避難が何よりも肝要だということが言われております。

ここで国から、気象庁から発表されました、避難情報発令の改定がありました。今まで、全員避難、言うなれば避難命令というものがレベル5でないと出せなかったものが、ワンランク下げてレベル4で全員避難、避難命令という形に持っていけるということでございます。やはり、早め早めの避難が大切ですよという、お国の示しているところだろうと思えます。我が松田町においても、避難指示、避難命令を出すのは、最終的には町長の腹づもりだと、そのように考えておりますが、どうぞ、そのような場合には町長、ちゅうちょなく発令をしていただきたいと思うわけでございます。もうやがてやってくる、この自然災害のシーズンを迎えて、コロナで手いっぱいというところでもございましょうが、もし、自然災害に対しましてのお考え、心づもりがありますれば、町長のお気持ちをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思えます。

町長 御質問ありがとうございます。コロナも、私も災害だというふうに思って、ほぼ毎日のように役場に詰めているわけなんですけども、とにかく災害時に強い町にするためには、やはり災害時に強い組織をつくらなきゃいけないというふうに考えてはおります。ですから、危機意識の向上だということだと思っておりますね。先ほど、一番先に寺嶋議員が話あったときに、1つ分かりやすいよう

なということで、うちの課長さんからも答弁がありました。当然、そういったことをやるんですけども、ただ、一番気にしなきゃいけないのは、各個人で危機意識のレベルが変わっちゃいけないということなんですよね。なので、やはり、今回のような5段階になったときに、発令した場合は、必ず行動を起こしてもらおうというふうにしていかないといけないと思うんです。ですから、いや、まだこの辺、発令したけど、まだ大丈夫だという方々が、やっぱりいらっしゃるといふ状況を一日でも早くなくさなきゃいけないということは考えております。そういったことも含めてですね、分かりやすく、出すのはいいけども、一人一人のその主観的な感覚の中で避難のレベルを決められない、決めていけないですよというのを、やはり重ねて発信をしたいというふうに思っています。これまでもそうですけども、先ほど言われたように、ちゅうちょなくというようなことです。前者のときにも、副町長さんもちよっとすごくその話をされたように、確かに、夜中というふうなことになってしまうときには、最悪、命の身の危険があるというような状況のときに発生するものでもありますけども、そういったときにはですね、もう夜中であっても発信しなきゃいけない。だから、夜中になる前に、皆さんたちが動けるような周知活動を、やはりしっかりと今後もやりながらですね、いかなきゃいけないと思っています。ですから、コロナの対策は当然やりながらですけども、そこはやはり人員を割きながらですね、町民の方々の命、これまで同様にですね、しっかりと守ってまいるというふうに考えております。以上です。

8 番 中 野 ありがとうございます。終わります。

議 長 以上で受付番号第7号、中野博君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は1時から再開いたします。 (11時27分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)

引き続き、一般質問を行います。

報告いたします。中野議員は所用のため遅れる旨の連絡がありましたので報告します。高橋まちづくり課長、何か。（「先ほどの一般質問の答弁で訂正し

たい点があります。よろしいでしょうか。」の声あり) はい、どうぞ。

参事兼まちづくり課長 午前中ですね、平野議員の一般質問の回答の中でですね、新松田駅前の事業費につきまして、訂正箇所がございます。まず1点ですね、総事業費149億円は変わりません。そのうち100億円が一般の民間の事業協力者、95億が事業協力者、集約施設のデベロッパー、事業協力者の負担額が95億円。それと、小田急電鉄さんの負担額が5億円。その2つで100億ということになります。そうしますと、町が関連する事業費が49億円という形になってまいります。そしてさらに、町の負担額としては約15億円という数字でございます。大変申し訳ございませんでした。訂正させて、おわび申し上げます。

議 長 よろしいですか。それでは、一般質問に入ります。受付番号第4号、齋藤永君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 齋 藤 それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号4号、質問議員、10番 齋藤永。件名、松田小学校校舎建設事業に係る申入れ等について。

要旨。前田建設工業株式会社を代表企業とする共同企業体と締結した設計施工監理一括の協定書を根拠に、この事業を進めています。昨年、この事業に係る予算、契約等審議の折に、代表企業の信頼性を脅かすマスコミ報道がされました。全体事業費30億円余と多額であり、また町民が安心して任せられる公共事業であるべきことから、町長に申入れをしているので伺います。

(1) 工事施工監理業務は、随意契約によらず公正公平な競争入札のもと、契約業者を決定しましたか。

(2) 発注者である町が厳格な事業の管理を行うための一級建築士を新たに雇用しましたか。

(3) 校舎建設クラウドファンディングの結果、どのくらいの金額とそれをどのように利用しますか。以上、よろしく申し上げます。

町 長 それでは、齋藤議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の御質問ですが、松田小学校校舎建設工事は、基本設計、実施設計業務委託から校舎、屋内運動場建設工事、工事監理業務委託、解体、外構までの

工事施工を一括で行う事業として平成30年12月にプロポーザル方式で公募を行い、令和元年6月4日に最優秀提案者の選定を行いました。令和元年6月28日に、松田小学校校舎建設事業に係る基本協定を松田町立松田小学校校舎建設事業、前田建設工業、計画・環境建築、類設計室、関野建設設計建設工事共同企業体と締結いたしました。令和2年9月には、共同企業体代表企業である前田建設工業株式会社の新聞報道を受け、9月18日の一般会計補正予算審査特別委員会において、工事監理業務委託については共同企業体とは別の透明性のある事業者との契約をすることなどの附帯事項を遵守するよう申し入れがされ、10月5日開催の松田小学校校舎建設工事審査特別委員会でも、施工監理、工事施工、監理業務は競争入札で行うことなどの申し入れがされました。

このようなことから、松田町立小学校校舎建設事業に係る基本協定書の変更を行い、その後、令和2年9月25日の議会全員協議会にも御説明させていただきましたとおり、工事監理業務委託には、松田町立小学校校舎建設事業に係る基本協定による設計施工を担う共同企業体と別の企業体である松田小学校校舎建設工事等監理計画・環境建築、類設計室の推薦依頼が担当課である教育課から提出されました。その後、第15回松田町建設工事等入札業者指名選考委員会が開催され、令和2年度から令和4年度、松田小学校建設工事等監理業務委託について審査されております。

入札業者指名選考委員会による業者選定の理由を申し上げますと、1点目としましては、本施工監理業者は、松田町立小学校校舎建設事業基本実施設計業務委託において設計を担当した業者であり、当該工事内容や施工技術内容及び現場の状況を熟知しているため、本事業を実施するに当たり、設計の意図を酌んで監理ができること。2点目としまして、公立学校の木造3階建ての校舎は全国3例目であり、本町の設計については、実施例のない特殊な技術、工法が用いられていることから、設計を行っていないほかの施工監理業者では履行困難であることに加え、標準設計と比較したところ、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあること。また、国土交通省が出している資料で、建設工事監理等業務委託の進め方というマニュアルを活用され、このマ

ニユアルには、随意契約をする場合の理由として、設計内容、実施内容に特殊な技術や工法が含まれているなどのため、対象工事の設計業務の受注者以外の者では工事の監理を行うことが困難であるものについては、随意契約することができるものとしております。

今回の技術は、実施例が少ない特殊技術を用いていますので、国土交通省が定める要件に該当するといった理由により、入札事業指名選考委員会での審議の結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号及び第7号の規定により、松田小学校校舎建設工事等監理業務計画・環境建築、類設計の1者が推薦され、その事業者が選定されております。随意契約は地方自治法第234条の規定にも定められた契約の方法の一つであることから、選定された企業体である松田小学校校舎建設工事等監理業務計画・環境建築、類設計との間で、随意契約として契約締結を行っております。

次に、2点目にお答えいたします。発注者である町が、厳格な事業の監理を行うための1級建築士を新たに施工したのかの御質問であります。申入れをいただいた後に、各施工監理体制について確認、検討を行った結果、総合的に判断し、1級建築士について雇用するまでには至りませんでした。

その理由を申し上げますと、3点でございます。1点目は、まちづくり課の高橋参事を中心に2級建築士であるまちづくり課職員とともに工事監理を行っております。また、厳格な監理を行うため、施工業者の自主検査後、施工監理者の検査も確立されており、事前検査と本番時の本体検査のダブルチェックが行われていること。2点目は、建物の工事期間が約2年として、その間、常駐にて雇用すると約1,500万程度の人件費がかかること。3点目は神奈川県条例においても、建築基準法に基づき、共同企業体と全く別の機関であります一般財団法人日本建築センターによる検査を実施していること。

この検査は、施工者側の検査、設計監理側の検査の後、総括的な最終検査となります。例えば、検査内容は、基礎に関する工程、建て方に関する工程です。そのほか、特定工程は屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事などで、特定工程後の工程は、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工

事並びに内装工事の検査を行います。各トーンに対し、全範囲の検査となりますので、1階から3階まで同様の検査を行います。この神奈川県条例に従って行う検査員も1級建築士が行い、施工業者の1級建築士や設計監理業務の1級建築士に対し、法にのっとりた項目の検査を行い、検査内容は大変厳しいものとなっております。この検査に合格しないと次の工程には進めないため、町の職員も現場監督として検査に立ち会っております。

このように、監理体制も、施工者側と設計監理側と行政側のおのおのの立場で厳しい検査が行っております。また、検査を受けるものの全てが1級建築士であるため、町が1級建築士を雇用しなくても十分に対応できるものと考え、町が新たに費用を負担し短期間において1級建築士を雇用することについて過剰なことと判断いたしましたので、新たに雇用するまでには至りませんでした。引き続き、このような厳しい検査をクリアし、町の未来を担う子供たちの学び舎の完成に向け、取り組んでまいります。

次に、3つ目の御質問にお答えをいたします。松田小学校建設に伴うクラウドファンディングについては、全国3例目となる木造3階建ての校舎の整備を行うに当たり、地元の木材を活用することで地元の林業従事者への経済的還元や、自然災害などを防ぐために必要な木材の町内の森林保全対策を併せて行ったもので、具体的には、地域の木材を教室の床材に活用するための財源を寄附として募ったものでございます。

本件の実施に当たっては、令和2年11月6日から令和3年2月3日までの90日間を期間として設定し、木の学校づくりプロジェクトとしてクラウドファンディングを実施いたしました。本件についての経過ですが、募集開始月である令和2年11月に議会全員協議会にてクラウドファンディング開始の旨を報告し、期間終了後の令和3年2月にも同様に議員の皆様方へ、その結果を御報告を行ったことと存じます。

改めて実施内容と結果を申し上げますと、目標金額を300万円と定め、寄附受付サイトふるさとチョイスを活用し、オンラインでの寄附受付のほか、町への直接寄附も受け付けたところ、支援件数43件、寄附金額58万6,000円となり

ました。このクラウドファンディングで集まった寄附については、令和3年第1回定例会において、令和2年度一般会計補正予算第13号にて特定寄附金の項目を立てるとともに、歳出では本寄附金を財源に当初予定していた教育施設整備基金への積立について御決議を賜りましたので手続を進め、完了しております。寄附を頂戴した方々へは、お礼品として木のぬくもりを感じるオリジナル記念品などをお送りしております。

今後は、寄附を頂いた皆様に対し、松田小学校の建設工事の進捗状況並びに本町の様々な魅力やイベント情報などについてお知らせするとともに、校舎の完成に伴う内覧会への御招待など、心のこもったお礼について行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

10番 齋 藤 お答えありがとうございます。まずですね、先に3番のクラウドファンディングですけど、43件、300万円に対して58万6,000円と。この予定300万円という目標をどのようにした根拠は分からないんですけども、これいかなかったことについて、どのようにお考えですかね。

政策推進課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。目標のですね、300万円につきましては、床に使うものとして、床材1平米当たり1万円ということでお示しをし、寄附者を募ったところでございます。当初ですね、学校の1年生の2学級と少人数学級1教室、それと2年生の2学級と少人数学級の1教室ということで、6教室分の面積で1万平米で300万円と目標を定めたんですが、こちらのほう、様々な周知等を行ったんですが、目標に達することができず、このような金額となったところでございます。なお、こちらにつきましては、負担付寄附ということではなく、0円でも行うものでありますので、そのほうを御周知したところでございます。以上です。

10番 齋 藤 ありがとうございます。ちょっと残念でしたけど、これは仕方ないことで、頂いた善意を有効に御利用いただきたいと思っております。

それとですね、1番、2番の件、なぜ今、これ聞いているかという、事実確認ですけども、やっぱり私たちも、私も、未来を、松田を背負う子供たちにきちんとしたところで学んでいただきたいという希望もあります。それにで

すね、なぜ聞いているか、このようなことを聞き出しているかということで、この条件をつけられたのは、基本的にJVの筆頭事業者である会社の問題ですね。この辺がもう、この前、全協か何かでお聞きしても、なかなか答えも出てないんですけど、あれから9か月近くたっております。その辺で、何か次の答え出たんでしょうか。その辺をお願いします。

教 育 課 長 現在の状況は、引き続き係争中ということで聞いております。

10番 齋 藤 まず、アスベストを壁の間に入れていたという事件ですけども、産業廃棄物をまず置くこと自体が、それが違法だという、これ環境省の答えが出ていたんですけども、その辺の、向こうの言い分もいろいろあったと思いますけれども、そのような会社に任せてるところがちょっと、当町としては不安なところなんです。ですので、その辺、答えは出てないんですけども、その結果的に違法行為をしてしまっているんじゃないかという会社を筆頭にしながら、つくられている。それで、この議会としては、監理業務をもう少し厳しくしていただきたいということで、この条件をつけて特別委員会での審査したということが前提にあります。そのときですね、このプロポーザルで決めてきたこと、今やっている中においてですね、このアスベストの問題というのは、前に一度お聞きしたときに、平成14年の資料で、参考にしたというお答えだったと思うんですけども、それでよろしいですか。

教 育 課 長 平成14年度に大規模改修、内装を実施いたしました。そうしたことで、プロポーザルを行う時点では、積算上では…（「もっと大きい声で言ってもらえますか。」の声あり）プロポーザルを行う時点では、積算上ではないものとして考えて参考にいたしました。平成14年度の内装工事を参考といたしました。

10番 齋 藤 平成29年にですね、最新の対処方法として示されていると思うんですけども、その辺は見なかったんでしょうか。

教 育 課 長 見ておりませんでした。平成14年度に実施した、結果的には塗装に使用された塗料に含まれておったんですが、この平成時代の教育施設の改修工事にアスベストが含まれている塗料を使用することというのは、通常は考えられないというふうなことで、見ておらなかった、想定外のことで、見ておらなかったと

いうことでした。

10番 齋藤 平成29年に、最新の対処方法、これを施工する業者も有無を調べるという義務があると思うんですよ。ですので、プロポーザルで当初、多分、現場見られたと思うんですけども、それで本来なら、この29年に出ているこれをもとに、業者がアスベストの有無を確認すべきだったと思うんですけども、それがされてないということですね。そのおかげで、処理費ですか、あれがもともとあったその解体費用ですか、1億2,000万円が3億4,000万円ほどに上がってしまって、2億超えが増えているという状況が生まれているんですけども、見損なった業者にその責務があるんじゃないんですかね。その辺はどうお考えですか。

教 育 課 長 プロポを行う時点で、質問でそういったことが出てくればということでありましたが、対応…（「聞こえにくいんですけど。」の声あり）プロポを行う時点で、積算を行う上で、そういった質問があれば対応もできたんですが…。

町 長 補足ということで。プロポーザルをする前に、募集要綱は当然作るわけなんですね。当然、募集要綱を作るときには、アスベストの有無について、あくまでも募集要綱を作るための補助金…補助金といいたいまいしょうか、そういった検討は確かにしました。そのときに、アスベストの話が、その時点では出てこなかったのは確かです。要は、募集を、それで、そういうところですよ。そのまま募集をかけました。かけたところ、プロポーザルの事業者からはですね、アスベストが、今回は積算上、アスベストが入っているものとして見ますか、見ませんかという質問はありました。そこに対して、町としての回答としては、今回、一律に同じ条件で金額を上げてもらわなきゃいけないので、それはまずもっては見なくていいですよというようなことの中での回答をさせていただいたということになります。ですので、その施工会社さんは、その後、業者が決まった後に、じゃあ最終的に、いろんな調査を我々としてはお願いする予定だったので、調査の中の1つとして、建物の、既存の建物の解体をする中での調査、あとは電波の調査とか、地域の境界の確認だとか、細かな調査をしながら設計をしてもらう中で、そこで業者さんのほうから、こういったものが入っていま

すというような御指摘をいただきながら、最終的に積算をし、皆さん方に御提示をしたということの経過でございます。

10番 齋 藤 ということはですね、町のミスということですか、単純に言うと。そこを町が、ないですよと答えなければ、ありますよと答えたら、この部分は最初からあったということでもいいんですかね。

町 長 その件に関してはですね、調査を、事前にする調査費を我々持ってなかったのは確かです。アスベストにしろ、ほかの部分も含めて。なので、業者を決めた後に、全てをとにかく全体的に決めてもらおうというふうな予定にしていたということになりますので、その旨で御理解いただければと思います。以上です。

10番 齋 藤 町のその辺のやり方のちょっとミスがあったんじゃないかと、私も認識していますし、この業者も、先ほど申したように、29年度の最新の対処方法、確認を町に聞いてくること自体が、調べてからプロポーザルの提案をしてくるべきじゃないかなとは思うんですけれども。その辺について、きちんとされてない状況じゃないかなと、今のお話だけでも判断してしまうんですけれども。その辺についてはいかがですか。

町 長 町の方針としての話にいくとですね、結果的にその募集要綱を作るときにの平成、今言われる29年の新しく改定されたということについて、業者さんとしてはですね、多分承知をされていたと思うんです。承知をされていたので、あえて、今回の積算のこの…積算といいましようかね、うちのプロポーザルのところの中にそういった項目がなかったから御質問を、プロポーザルする前、プロポーザルの提案する前に質問を受け付けているときに、質問をしてもらったということです。その際は、先ほど申し上げたとおり、ほかの…ほかとか、どこがどういうふうに提案してくれるか分からないにしても、一律でやらなきゃいけないので、我々も調査もしてませんから、今回はないものとして、載っているものの中から提案をしてくださいというふうに出したということになります。

 ですから、まずは業者さんのミスというようなことというのは、基本的に

は、ちゃんとした御指摘というか、そういった質問はありましたので、そこは業者さんがどうのこうのはないと思いますし、我々としても、あったにしても、業者が決まった後に一応調査をする。これは今回御存じのように、一番初めに提案されたものが、そのままずばりは建ってないんですね。実際のところ要望も増えましたし、施工中に埋蔵物といいたいまいしょうか、何かいろんなものが出てきちゃったりとかしながら、予算の中で何とか収めなきゃいけないからということで、常にやはり増減をしながらですね、常にという表現もあれですけど、そういうことをやりながら進めさせていただいていることなので、提案どおりが全てが事業として進められているということではないです。ただし、ここで間違っただけいけないのは、最終的に、予算を認めてもらいながら、予算の範囲から、とにかく出さないように、そういった努力は現在しているところでございます。以上です。

10番 齋 藤 予算内でやらなきゃいけないというのもございますけれども、先ほどの町長の答弁にもありました、その工期も決まっているとか、子供たちに安心・安全なところをつくっていただくのに、工期とかそういう問題よりは、その中身をどうしていくかということが、僕は重要じゃないかなと思うんですよ。その部分が、先ほどのそのアスベストとかを入れることによって、何か有毒ガスが出たりして、子供たちに悪影響を与えてしまう可能性があるというような状況の業者さんに任せていること自体が、ちょっと心配かなと思ったところなんです。先ほどのお答えの中で、特殊な技術があるところで、随意契約ですか、その辺、随契が必要だったという、その特殊な部分というのは、どういうところだったんですかね。

総務課長 私のほうからお答えさせていただきます。特殊な技術というのはですね、この松田小学校は日本で3例目となる木造のですね、3階建ての建物で、耐火構造をしている建物でございます。それに伴う特殊な工法等はありますので、随意契約の要件に該当しております。

10番 齋 藤 ただしですね、今、言ったようにですね、3例しかないわけでしょう。この企業は、その技術を持っていたんですか。特殊な技術、結局、前田建設さんの

技術だけじゃないですか。ここが持っている、何例もやってきたという事例があつて選択している部分なのか。その辺はどうなんですか。

総務課長 まず初めにですね、今、議員の御質問なんですが、今回、まずは工事の施工監理を今回随意契約という形にさせていただいております。工事本体の企業体とは別に、設計業務だけを担当した業者さんが別の企業体をつくられて、その方たちが工事監理業務をやられるということで、そこで、先ほど私が申しました、地方自治法に該当する、その特殊建築物のですね、特殊建築物をですね、の意図を酌んで、監理ができるというのは、基本設計をやってられる業者さんなので、あくまでも設計、施工ではございません、設計のほうの監理という形になります。以上です。

10番 齋藤 じゃあ、その設計監理、施工した人は、経験がある、技術を持っているという部分をどうやって確認して、された部分なのか。それと、その技術監理者ですね、工事監理者と設計業務の監理者分けてやられたのかと思うんですけど、その辺、どなたがやったのか、ちょっと、お名前挙げられますか。

参事兼まちづくり課長 まず、監理監督がそんな特殊な技術なのに、そこにできるのかという御質問でございますけども、既に、設計段階から携わっている会社です。設計ができますので、当然、それを現場において監理監督ができると。そういった中で、もう一つの質問であります設計者と、じゃあ監理監督は違うのかよという御質問でございます。設計をした業者と監理監督の業者は一緒でございますけども、両方とも精査をしているような、主となって、それをやる職員は違っております。

10番 齋藤 先ほどのお答えの中の、多分、この全国営繕主管課長会幹事会の28年6月の報告のマニュアルでの説明だとは思いますが、この中に、随意契約の、してもいいと、先ほど言われたとおりに書いてあるんですけど、そこに、ただし、その場合にも、設計業務における監理技術者とは別の者を工事監理業務の監理技術者とすることを契約条件とし、第三者制を確保できるように配慮していますと書いてあるんですけども、この辺はどうなんですか。

参事兼まちづくり課長 設計のですね、監理技術者と今、現場監理をしている工事監理技術者とは違

っております。それは届出で明らかに契約書の書類の中に出ていますので、それは違っております。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。まず、あと、こっちの町のほうの監理、高橋課長がやられていると聞いていますけど、議会としては1級建築士の者をという、この町で持っているのといったら町長ですか、1級建築士の技術を持っているのは。町長も、たまにその辺の監理に行かれているようなことはあったんでしょうかね。その辺はいかがですか。

参事兼まちづくり課長 町長におかれましては、設計段階から詳細に図面に目を通していただきまして、十分、工事の内容については熟知されているとっております。以上です。

10番 齋 藤 分かりました。高橋課長、先ほどね、土木のほうは強いのかなと思うんですけど、建築のほうは、やっぱり、この町の中では本山町長しかないのかなとは思っているんですけど。これ、毎週、連絡会議みたいなのがあるとかと聞いているんですけど、その辺は、高橋課長が出てられるんですか。

参事兼まちづくり課長 毎週ですね、水、木のどちらかの日にですね、定例の会議を行っております。その場所にはですね、まず、設計者、当然、もともと設計した者、それから管理監督を任されている者、それから各種工種に合わせた主任のクラスの間ですね、電気の主任であるとか、配管の主任であるとか、木軸の立て方の主任であるとか、そういった主任さん、皆さんおそろいです。それから、JVの所長さん、副所長さん。それと、私と私の課にいる2級建築士ですけども、どちらか1名。それから、教育委員会から小野君が必ず出ております。以上です。

10番 齋 藤 今ここまで進んできてしまっている工事、その主管となる前田建設さんの不祥事、住民がちょっと心配しているところを、どうにか、大丈夫ですよとか、何かを伝えていきながら、ここまでできましたとか、その辺を伝えていかないと、何よというふうに、結構いろんな、小学校を造るのに声が出ている部分もありますし、その辺が不安材料だったと思うんですよ。ですので、その辺を何か払拭できるような、住民への、ここまで行っていますとか、その辺の仕方と

いか見せ方というか、その辺は何か考えられていますか。

参事兼まちづくり課長　今ですね、毎日毎日、日々現場が進んでおります。そういった中で、議員の皆様にも一度見ていただいたりしております。そういったことと同じような形で、住民の皆様を対象にして現場見学会みたいなものを開催する予定でおります。中には専門的な知識の方もいらっしゃると思いますし、それともう一つ、この地域、コロナ禍ですので、この地域の中で、そういった木の、木で造る大型公共施設に御興味のある学生さん、建築をやられている学生さん、それから企業、それから設計士さん、そういった方、あと行政の方をお呼びしてですね、今、木軸が上がっている段階で皆さんに見ていただいて、今、私たちが行っている技術について御説明をさせていただく機会を設けるように予定しております。以上です。

10番 齋藤　　せつかく、30億もかけて造る小学校です。先ほどのどなたかの話で、あの小学校行ってみたいということもあることですので、本当にいいものを造っていただきたいと思うんですけれども、その辺をきちんとした監理も必要になると思います。町民の大切な税金を使ってやる以上。

最後にですね、町長に、この30億円の莫大なお金をかけた工事です。品質のよい校舎を造っていただく、そんな思いだと思いますけれども、どのような覚悟でこの工事を見守っていきながら完成させるのか、お答えを聞いてから私の質問を終わりたいと思います。

町長　　御質問ありがとうございます。どこから話しすればいいのかね。非常に、この学校建設については、ここに至るまでそんな簡単なものじゃなかったんですよ。お金をかけずに、いかにいいものを建てるかといったら、経験がどうのこうのというようなこともありますし、知恵も出さなきゃいけないです。それで先ほど来、私が1級建築士だということは言ってもらって、ありがたい半分、やはり、いろんな経験値が、いろいろ違うわけですよ。私はどっちかという、野丁場にいたほうが長かったので、野丁場というのは、こういった現場ですけどもね。だから、設計事務所さんの考え方だけではものがやっぱりできないというようなこともあります。そういった自負の中から、今回の募集に

至るまでの要領を作るに当たっても、担当課と本当に夜なべするぐらい、もう任せたよ、俺帰る、そんなことなんか絶対しないで、一生懸命やっていたところなんです。ですから、その当時から今も、全くもって、その小学校に対しての熱意が冷めているわけでもなく、しっかりとしたものを造らなきゃいけないという思いは変わりませんし、それはもう議会の皆さん方と一緒にというふうに思っていますので、引き続き、当然、洗礼はどこかでありますけどもね、自分が担っている間はですね、手を抜くことなく、しっかりとやってまいりたいというふうに考えています。以上です。

1 0 番 齋 藤 ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第4号、齋藤永君の一般質問を終わります。少しお待ちください。

議 長 受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を許します、登壇願います。

6 番 井 上 それでは一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、町の工事等の契約におけるプロポーザル方式の影響及び評価、職員の分限と懲戒処分の実態について。

要旨。(1) これまで町民文化センター改修工事、松田小学校建築工事など、大規模事業においてプロポーザル手法による工事請負や建築設計、及び工事の施工契約が行われています。プロポーザル方式によってそれぞれの事業についてどのような影響、または成果があったのか伺います。

(2) 令和元年度の町職員の人事行政の状況では、職員の分限処分者数12人、懲戒処分者数8人となっています。これは平成29年度以前と比べ、大幅に増加をしています。そこで令和2年度の町職員の人事行政の状況では、分限及び懲戒処分者数は何人か。令和元年度及び2年度の処分について、どのような理由、内容、状況で処分されたのか伺います。

町 長 それでは井上議員の御質問に順次お答えをいたします。まず初めにプロポーザル方式については、事業者から事業に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、提案書をもとにヒアリングを実施した上で、審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した事業者を選定する方法であります。

御質問のありました町民文化センター改修工事と、松田小学校校舎建設工事の実施につきましては、御承知のとおり公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行ったもので、一般競争入札や指名競争入札などの価格のみによる選定方法とは異なり、事業者の企画力、提案力、技術力、経験等を確認、審査の上、最優秀提案事業者を選定したものでございます。

次に事業実施の手順について、一般競争入札や指名競争入札による事業者と、プロポーザル方式により選定された事業者を比較して説明を申し上げます。例えば一般的な事業を実施するには、まず調査を行う調査費が生じます。その結果をもとにした基本設計、実施設計などの設計費、その後工事費、工事实施に当たっての監理費があります。それぞれの業務によって受注者が異なることや、それぞれの業務の経費もかかることから、町の負担も多く、また工期も長くなるのが従前の方法でございます。

一方、プロポーザル方式については、一般的なことを申し上げますと、先ほど説明したとおり、調査、設計、工事、監理を一括で発注することにより、受注者が縦で並ばず、横のつながりによって連携が円滑となります。したがって一括して発注するため、事業者が培った能力とノウハウを活用した高度な提案をいただくことが想定できるとともに、設計段階から施工者が協議に参加することができるため、事前に現場で発生することが予測される課題を、先行して検討することが可能となり、工期の短縮や経費の圧縮及び行政の事務の簡素化を図ることが見込まれる。また価格だけの審査ではなく、企画提案や取組体制等の技術提案も含め事業者を選定するため、よりよい企画内容や業務を遂行することができる事業者を選定できるほか、企業としての理念、安全対策、環境への配慮などがございます。

さて、御質問ありましたプロポーザル方式によるそれぞれの事業への影響、または成果について御説明させていただきます。まず町民文化センター改修工事のE S C O事業におけるプロポーザル方式による成果につきましては、一括発注をしたため、事業者が培った能力とノウハウを活用した高度な提案により、省エネルギー改修に係る調査結果をもとにした設計施工により、規模に応じた

機器の納入ができるなど、工期の短縮を行うことができました。また業務を一括発注したことにより、おのおのの事業経費が圧縮できております。

次に、松田小学校建設工事におけるプロポーザル方式による成果につきましては、設計段階から工事を担当する事業者と打合せすることができ、設計者と発注者の意図を酌み取った子供たちのためのよりよい校舎建設工事を進めることができております。この校舎建設工事の諸経費につきましては、本来ならばこの諸経費というものは、現場管理費と一般管理費というのがございます。現場管理費は現場を管理していく上で必要な経費をのせるものでございます。一般管理費というものは事業者の経費となります。今回このような建築につきましては、一括発注というスケールメリットを生かし、おのおのの業務の経費が圧縮できております。また、一般的な業種ごとの契約手順で実施すると、設計事業者が決定して設計図面が完成した後に施工業者を決めることになるため、今回のような木造建築としております松田小学校では、施工事業者決定後、木材の調達を行うこととなり、木材の発注に関しても特殊な材料を使用するため在庫があるものでもなく、受注生産となります。よって発注後、加工に至るまでの間、木材の性質上乾燥させる期間が必要なことから、納期に時間がかかる分、工期が長くなり、一般的な手法では時間等が増加することが明確なことであります。このためプロポーザル方式を採用したことにより、設計の段階からある程度のサイズが判明したため、材料の手配がスムーズに行われ、特に時間のかかる木材については、通常よりも短い納期となり、当初予定どおりの工期が実現し、少しでも早く児童や地域の方々に使用していただくことが可能となっております。

次に、2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。初めに地方公務員法では分限及び懲戒の基準の規定があり、分限処分は職員が職務を十分に果たして得ないことを理由とする処分で、降任、免職、休職、降給の4つがあります。これら分限処分は公務能率の維持及びその適正な運営の確保を目的とするものでございます。次に、懲戒処分は職務上の義務違反に科される制裁の処分であり、戒告、減給、停職、免職の4つがあります。懲戒処分は職員の道義的責任

を問う処分であり、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持することを目的とするものでございます。このような処分の対象となるのは、町職員、会計年度任用職員、任期付職員など、一般職の地方公務員のみが該当いたします。以上の処分について、原則3回開催される町考査委員会に対して、町長が、私が諮問を行い、委員会はこれを審議した意見を付して答申を行い、最終的には町長が決定する手順となっております。

それでは、御質問の処分件数と内容について、順次お答えをいたします。令和2年度は分限処分が1名、懲戒処分が6名となっております。続いて令和元年度の処分内容について報告いたしますと、分限処分が12名、懲戒処分が8名であります。

分限処分12名は延べ人数でありまして、実数の数は5名となっております。全て心身の故障を事由とする心身故障による休職でございます。心身の故障により職務に耐えられないため、町職員としての身分を保持したまま療養を行うための休暇取得を命じるというものになります。休職辞令を交付し休職を命じる形になりますが、職員本人からの診断書の提出、つまり本人の希望を含めて休職を命じるので、職員の意に反する免職や降任とは趣旨が大きく異なります。なお、これら職員においては、休職中の療養により、5名中4名が復帰し、1名が自己都合により令和2年度末に退職しております。

また懲戒処分8名の内訳は、戒告1名、訓告7名となっております。戒告についての内容は、町民への対応等の不備があり、町民に不信感を与えたことによる処分でございます。また訓告は地方公務員法に基づく懲戒処分には該当しませんが、将来にわたり同じ誤りを繰り返さないよう、職員の資質の向上を目的として、説諭や注意喚起を意味するものでございます。訓告の内容は、議会運営に支障を来した者が6名、町民への対応等の不備があり、町民に不信感を与えた職員への監督責任によるものが1名。そのうち文書での訓告4名、口頭による訓告が3名となっております。

次に令和2年度の内容を申し上げます。分限処分の1名は、心身の故障を事由とする心身故障による休職でございます。なおこの職員も休職中の療養によ

り、その後、通常業務に復帰しております。懲戒処分の6名については、全て一般服務違反であり、内容といたしましては、円滑な議会運営に支障を来したことや、事務処理に不手際があり、町民に御迷惑をおかけしたことなどでございます。懲戒処分の内容は、戒告4名、減給2名となっております。いずれにしても町の信頼、信用を失墜させる行為であると判断した結果となっております。

なお、令和2年10月号の「広報まつだ」に掲載いたしました令和元年度の分限処分については、延べ人数で報告させていただいております。神奈川県内の市町村においても、分限処分は実人数で報告しておるようですので、今後は本町も実人数で報告するように統一させていただきます。また懲戒処分についても、今回に限っては懲戒の対象とならない訓告までを含めて公表し、町民の皆様にご心配をおかけいたしました。こちらについても今後はこれまで同様、懲戒の対象に含めないよう改めさせていただきます。

地方公務員法では全ての職員は全体の奉仕者として、公共の利益のため勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されております。公務員を取り巻く社会的環境や町民の皆様のご目も、当たり前のごこととして年々厳しくなっており、職員にも常に公務員としての役割や責務についての自覚を持たせるため、役職別に研修を行い、公務員倫理などを含めた職員研修や人事評価制度の活用を行い、また併せて職員の心身の健康管理も重要な責務と捉え、庁内に衛生委員会を設置し、全職員のストレスチェックや健康診断の推奨や、また産業医との面談などを行い、早めのケアを行ってまいります。社会全体に目を向けますと、多様な行政課題に対処できる職員を育てるためには、原則常に現場に出向く、現場での経験を積むことの大切さを徹底して指導し、デスクワークから現場ワークへの意識を高め、町民との顔が見える環境づくりと経験を積ませることを重点とした育成マニュアルを策定し、今後どのような時世でも対応できるよう、職員の育成を図ってまいります。以上です。

6 番 井 上 それでは再質問をさせていただきます。まず1点目のプロポーザル方式の影

響の関係でございます。町民文化センターE S C O事業の件です、これは改修工事であると。ただ目的がE S C O事業では光熱水費の削減、排出CO₂の削減という目的があります。ただ内容はですね、既存の町民文化センターの改修工事であるというふうに理解をしています。改修工事をプロポーザル方式を採用をして執行するということはですね、今回事故繰越しということでありましたように、アスベストが含まれることが判明したためですね、工期を変更したというふうに聞いております。

このように建築物の改修をE S C O事業者を対応させたため、やはりこの改修とかですね、建築の専門の設計会社が含まれていないということで、前者の一般質問にもありましたように、このアスベストの状況でですね、大分多大な処理経費は発生すると思われま。そういったところで、やはり専門の設計会社ですね、起きたのではないかと。実際に町民文化センターの建設当初の設計会社はまだ横浜市にですね、そのままあるというふうなことも聞いております。そういったところに含めた中で、対応、改修工事の設計等をですね、行うことによって、今回のような事故繰越し等はなかったのではないかなというふうに考えます。それについてどうなのか。

また、アスベスト判明後の工期の変更はですね、変更契約書を見せていただきましたが、工期の変更のみの変更契約であるということで、このプロポーザル先行の方法がですね、契約行為で工期だけで、金額の変更はないということは、どの程度かかったのかは変更契約の中からは金額がうたわれてない以上、幾らなのかということは分かりませんが、どのぐらいかかったのか。またこれはですね、もしその部分を会社の中の利益等で対応したということであればですね、この契約行為における競争入札の原理がですね、損なわれている。やはりプロポーザル1者でのですね、影響部分として、本来競争入札によらない部分の利益というものが、その部分で賄われているのではないかなというふうに想像してもですね、仕方がないのかなというふうに思います。そのアスベスト処理の経費がですね、当初の契約金額に含まれていたのではないかなというふうに考えますが、これについてはどうなのか、お伺いをいたします。

教 育 課 長 御質問は、アスベストの経費が事業費に含まれているかどうかということによろしいでしょうか。

6 番 井 上 その経費が幾らぐらいなのか。

教 育 課 長 はい。当初の事業費には含まれておりませんでした。経費としましては約300万円、300万円の経費がかかりました。

6 番 井 上 アスベスト処理費がですね、変更契約後のですね、金額の内訳として300万円というふうに今回答がありました。それは本来ですね、当初の契約でいけば、文化センターのE S C O事業、契約金額が1億5,100万円でありますので、それを300万円過大であったというふうな理解でよろしいでしょうか。

教 育 課 長 過大ではなく予測をしていなかったものでございますので、企業の努力によって、契約金額の中で収めていただいた経過がございます。

6 番 井 上 300万円を企業努力で収めていただいたということですが、なかなかそれはですね、やはり民間企業でありますよね。それをどういうふうな形で収めたのかというところが、本来のやはり町の公共事業で行う部分というのは、その事業の質の確保も重要だとは思いますが、やはりその以前にですね、やはり町民の税金を使って、また補助金等があればですね、国の、国民の税金を使った中でのそういった公共事業であるから、やはり競争入札の原理というものが優先をしないといけないのではないかとこのように考えます。ですので、こういう改修工事はですね、松田小学校も次にありますけれども、そのアスベストの含まれてる処理の対応については、十分慎重にしていかなければいけないのかなというふうに考えています。

2点目ですね、松田小学校の建設工事です。町民文化センターのE S C O事業は、当初はですね、単年度事業ということで、プロポーザル選考のあとにはですね、1億5,100万円の工事請負契約の締結ということですが、松田小学校についてはですね、3か年の事業ということの中で、プロポーザル選考の結果ですね、協定書をもとに契約を、協定書を締結し、それについてですね、債務負担行為の議決を、予算の議決を受けたというふうに理解しています。この協定書にはですね、金額の明示があったのでしょうか。

教 育 課 長 協定書には金額の明示はなく、契約書のみ金額の明示がございます。基本協定の中で…金額の明示はございました。すみません、ちょっと資料を探すのが…（私語あり）令和2年9月19日に変更協定書を結んでおります。金額ですか、はい。31億5,500万円以内ということとするというような明示をしております。協定書の中ではそういった明示をしております。

6 番 井 上 ありがとうございます。31億5,500万円という協定書でですね、その協定書の中に金額が明示されていたということであればですね、日付と相手方、もちろん松田町もその中にやはり署名捺印をしてある、印鑑が押してあるわけですよね。そうするとですね、それは一般的な概念から言うと、契約書に当たるんじゃないですかね。そうするとですね、これちょっと確認をしたいのは、そういうプロポーザルということで、それを協定書の中で契約的な行為を行っているということは、議会承認を受けない協定書でそういった契約行為をしているということにみなされるのではないかなというふうに考えますが、担当のお考えはいかがでしょうか。

議 長 出ますか。

政 策 推 進 課 長 私のほうからちょっと回答をさせていただきます。この件につきましては平成30年にですね、神奈川県教育委員会を通じ文部科学省に問合せを行ったところでございます。この協定書は契約書とみなすかどうかという回答をそこから頂いているところでございます。そのためですね、今回の協定書は契約書とみなさないと回答を頂いておりますという文部科学省からの回答を頂いているところでございます。そのため議決事項とならないため、協定締結前に議会全員協議会で御報告、説明をさせていただいたということで、締結後も速やかにその旨を報告するという形で進めているところでございます。以上です。

6 番 井 上 それは文科省のほうに問合せをしたと。みなさないということだけではなく、どういった理由でというところをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。どこが、誰が問い合わせたの。文科省には。

議 長 確認しますか、暫時休憩して。暫時休憩とします。その間に確認をお願いします。
(14時10分)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時18分)
- 教 育 課 長 先ほどの件なんです、不確定な要素の金額では契約とはみなさないという国の指導を受けまして、そういった協定書と…。
- 議 長 大きな声で、はっきりお願いします。
- 教 育 課 長 不確定な要素の金額は契約とみなさないということで国から指導を受けましたので、そういった協定書の表記とさせていただきました。
- 6 番 井 上 不確定…どこが不確定なのかよく分かりませんが、31億5,500万円というのは明確なんですよ。そこのところがなぜ文科省のほうの回答ですか、それが不確定と言われたのか。町はその金額を、じゃあ全協でも提示し、相手方との協定を結んでいるんですけども、町はそれは不確定だというふうな説明を文科省にしたんですか。
- 教 育 課 長 先ほども答弁しましたが、協定書の中で31億5,500万円以内という表記がございます。その部分が不確定なということで確認をしたものでございます。
- 6 番 井 上 そこは、協定書を国の、文科省のほうで見せた際は、内容を口頭または文書だけではなく、その協定書の写し等も提出をして確認をされたということによるのでしょうか。
- 教 育 課 長 協定書に、金額してる額は予算額で計上をしておりますので、そういったことで示した上で、上限として計上しておりますので、示した上で聞き取りをしたところでございます。
- 6 番 井 上 それは予算額の話をして文科省としたということで、実際の協定書について文科省と話をしたのではないというふうに理解しましたが、そういったことによるのでしょうか。予算上の話を文科省としたので、まだ予算でしか固まってないんで、それは不確定な数字だというふうに文科省としては理解したのかなというふうに私は感じますが。協定書で、協定書というのは松田町だけではなく、相手方の当然社印等を押した正式な文書ですよ、契約書ですよ。であればですね、それを見せて文科省がですね、どこが不確定なのかよく私は分からないので、先ほどから質問をしているんですけども。それを見せてですね、文科省は不確定な数字だと。多分先ほどの課長の説明ですと、31億5,500万円以内

という金額があるんで、その「以内」が不確定な数字というふうに捉えたのかね。でもそれは逆に言えば、町とプロポーザルの受注会社との間で限度額と、最高額が31億5,500万円ですよという取決めなわけですよ。それを見せてですね、文科省のほうに見せて、いや、これはでも不確定ですと言われたのであればですね、これについてはそれ以上言いませんけれども。今の課長の説明ですと、何か予算上の話だけをされて、文科省のほうに問合せをしたというふうな経緯に思いましたが、いかがでしょうか。

教 育 課 長 上限額ということで以内ということで。

6 番 井 上 協定書は見せましたか。

教 育 課 長 正式なものを見せておりませんが、確認した上で回答いただいたものでございます。

6 番 井 上 文科省の確認というのは、先ほど政策推進課長が言われましたけれども、それは本来の確認ではなかったというふうに私は理解します。そうしますとね、町長ね、これはやはり31億5,500万円の協定書は議会の議決を受けていないと。工事請負であり、例えば委託とかですね、5,000万円以下の請負であればですね、それは議会承認いらないんですけども。それに私は該当すると思いますが、町長のお考えをお願いします。

町 長 遠藤課長もですね、もう本当にもう毎日毎日一生懸命頑張ってもらって、多分言葉が多分思いつかなかっただろうなと思います。先ほど来言われてるように、確かに文科省に行って、どうか話をしましたというのは私も聞いてませんので、恐らく電話でのやり取りだったんじゃないかなと、あくまでも想像ですけどもね。そういったことは多々あるものですから、やらせてもらった結果だと思います。ただ、そこに今回の31億5,500万の分は、補助金を様々なところに取りに行くために、正式な契約は分割して契約をしていくというのはもう何遍も説明をさせてもらってると思います。ですから今回の協定書の中では、31億5,500万を上限にというか、その以内でこれから事業やっていく上に当たって、これはいかがですかというようなことを多分お話ししたところ、そういったことであればこれは契約書にはなりませんというふうな回答が来た

というふうに私は理解しておりますので。これを契約書のようにですね、かちつと決まったような内容ということでないというふうに理解をさせてもらえますから、議会の皆さん方にはですね、全員協議会でお示しをしたこの債務負担行為の根拠になるこの金額だけでやらせてもらってるということであるというふうに考えてます。以上です。

- 6 番 井 上 はい、ありがとうございます。一応そういうことであればですね、今回の私の一般質問の1点目のところはですね、プロポーザル方式の影響ということであります。そこで松田小学校の建築工事につきましては、今も31億5,500万円という協定書の金額が出てきました。それでさまざまなそれ以降の債務負担行為とかですね、に進んでいるわけなんですけれども。先ほど前者のほうも一般質問の中で、アスベスト撤去費がですね、さらにこの31億5,500万円にプラスした追加事業ということで、アスベストのほうの解体工事がですね、1億3,000万円プラスになるというふうに以前に説明がありました。これについては、先ほどの前者の答弁等を聞いている中で、どこの時点で、ちょっと担当課長と町長の前者に対する一般質問の中での答弁が違ったんですけれども。これをですね、除いて…町長の答弁はアスベストの撤去費は除いて一旦出してくださいよということを説明されたと思います。教育課長のほうはですね、プロポーザルの選考の際に、そういう回答…質問がなかったというふうな説明だったと思いますが。以前に聞いたところではですね、やはりプロポーザルの中で参加事業者からそういう問合せがあったというふうに聞いています。それでですね、やはりこのプロポーザル方式のよる部分というのは、そういったところですね、やはり専門のこれだけの31億、30億を超えるですね、大型事業であるですね、なかなか細かいところ。本体工事についてはやはり補助金等を受けて木造3階建て校舎等を含めたですね、事業だということいいんですけれども。解体工事等も全部含めてですね、総体事業費の中でやると。またそのプロポーザル方式の中でやっていくんだということですね、今回のようなミスも出ますし、議会のほうでも一旦30億ということで、全体事業費としては認識をしていたわけですが、アスベストの処理費がありましたという一言だけで、そこで

今まで議員として町民の方々にも30億という説明をしていたのが、ほんと1億3,000万円跳ね上がってしまうというふうにも考えます。これは先ほど町長の答弁、担当課長の答弁等含めてですね、どの時点でのミスであったのかですね、回答をお願いをしたいと思います。

町 長 先ほどもちょっと申しましたけども、先ほどの答弁の私と課長さんとのね、違いに関しては、多分課長さんはちょっと失念されてたんじゃなかろうかというふうに思ってますので。プロポーザルの募集をかけたときに、業者さんから提案をいただいたとき、提案いただく前の質疑応答のときにはですね、井上議員がおっしゃられるとおりに質問がありました。それに対して先ほど私が話をしたような格好で回答させていただいて、一律同じ条件の中での金額提示をしていただいたというような流れであります。ですから、もともと工事が多少なりですね、アスベストが入っているというようなのは想像してスタートしておりますけども、このようなですね、多額な費用が追加するようなことが判明したのは、業者が決まって、業者さんとプロポーザル方式ですからね、方式の中で業者さんが決まって、これからしっかりと設計をやっていくという段階での調査の時点で我々としてはそれに気づいたというふうなことでありますので。先ほどちょっと話をしたような手順で今現在流れてるというふうに御理解いただきたいというふうに思ってますし、このアスベストの関係についてはですね、今現在どうして工事が着工できているかという、不手際のところもありましたけども、議会の皆さん方にはその都度その都度、大金ですからね、承知をしてもらうために説明も申し上げさせていただいてるのは御承知のことだと思います。それに約、このアスベストの関係に今クローズアップされておりますけども、そのときもですね、当然補助金が、そのプラスアルファの補助金をしっかりと担保できてますと。町民の方々への負担も逆に減ってますというようなことの設定の中で承知してもらったことだというふうに私どもは認識しております。もう本当に財政のことはね、井上さんよく御存じですから分かると思っておりますけども、初め約4億ぐらいの国庫支出金、補助金のところで債務負担行為で約28億ちょっとということで多分認めていただいた。そこからすると、今

現在13億ほどの補助金をもらえるような状況になったということに対して、本来ならば後輩である職員に、お前らよく頑張ったななんて言ってもらってもいいかなぐらいのことではなかろうかと思ってるところもありますので、そこはこのアスベストがどうこうというよりも、全体の中でですね、町民の方々の負担を本当に減らしてきてるという事実に関しては御理解いただきながら、いろんな建設的な御質問いただければというふうに思います。以上です。

6 番 井 上 そうですね、補助金、財源内訳の中で一般財源減少するというのがですね、やはり町民の税金をですね、有効に使うため、かつすばらしい松田小学校の校舎でですね、これからの松田小学校で学ぶですね、子供たちのためにはですね、すばらしい校舎ができることが有用だと思います。なおかつですね、やはり町民の税金を使う中で、本当に1円といえどもですね、やはり財政的な効果を追求をしていくというのがですね、私たち議会に求められた責任でもあるというふうにも思っています。

 そこでですね、プロポーザル関係、最後になります。先ほどの町民文化センターのアスベスト処理費、300万円余計にかかったんですけども、内部処理で対応してもらったと。そういったことがないようにですね、今後ともですね、やはりこの校舎解体工事については、随契ではなく、やはり競争入札でいくべきではないかというふうに考えます。当然、前に校舎の現地調査を、現地視察をですね、させていただいたときに、そういった解体工事のアスベストの処理過程というのも説明を受けました。それが一番優れているのかどうなのか、安全性も含めた中でですね、解体工事の工事契約については競争入札で、やはり一般財源をなるべく少なく支出をする方向性というのを持つべきではないかというふうに考えますが。これについてはですね、まだ業者選考委員会というのはこれからというふうにも思いますが、その辺いかがでしょうか。それと、選考委員会は委員長が副町長だということで、選考委員長のお考え、町長のお考えをですね、プロポーザルの最後の質問といたします。

副 町 長 それではじゃあ選考委員会の委員長としての話をさせていただきます。まずこの随契にするか競争入札にするかというのは、これ選考委員会の考えではな

くて、まずこれは町の執行者、執行側としてのまず考えだということは一つあります。選考委員会としてはですね、その上がってきた業者さんですね。指名競争入札にするのか、随契でいくのかということも含めてですね、審議をしていくというのが選考委員会のまず役目だといったことはちょっと御承知ください。その中で私、両方の立場でもありますので、なかなかこの意見しづらいところもあるんですが。やはり副町長としてはですね、プロポーザルにしたというところで、そこまで一括して提案して受けたというところについてはですね、そこだけ競争入札としてやっていくところがいかなものかというところがございまして。それでやはり経費の問題、またあと出合い丁場というところの、工事のですね、現場の出合い丁場というところにも今後かかってくるのが考えられます。これ完全とは思いませんけどね。やはり工事ですね、工期ということを見ると、並行してやる部分も出てくると思うんです、今の整備工事としてでもですね。やはりそういうところも検討していかなければならないかということは考えております。それとやはり段取り、別の事業者さんが入ってできないことはないんですが、やはりその辺の段取りに対する経費ですね、諸経費等もかかるのではないかと。この辺もその執行の際にはですね、比較設計というのは当然やらなければならないということは考えられます。ですからそのような総合的なことを考えた中で、執行はしていかなきゃいけないと考えますけどもこれはまああくまで全くの私見ですが、随契という形がそれらのことを考えるというようなどころもあるのではないかなというところで今は考えております。以上です。

町 長 ありがとうございます。私的にはですね、本当に、私の経験上、今回外壁に入ってる塗料を、コンクリートに吹きつけた塗料をですね、剥がしながらやっていくという工事は正直初めてなんですね。全国でもちょっとすごく例がない事業のようです。例がないというか、例が少ないということでね、少ない事業のようです。ですので、やっぱりアスベストの飛散というのは、アスベストの撤去は当然、木毛板だとか屋根裏だとかいろんなものをちょっと現場でやって、最終的にブルーシートで閉めて、特別管理処分場に持って行ったりだとかとい

う経験は当然ありますけども。非常にそういった面で行くと厄介な事業であるのは間違いないです。ですから、こういった事業をやれる、ある意味協力業者さんというものが、こういうものはですね、もう組合ができちゃって、意外と組合の単価でどこの人に頼んでも似たような金額が出てくるというのはもう非常にあるところなんですよ。ですからその中でも、私も井上議員と同じで、1円でも安くっていうのはもう本当にキャッチフレーズみたいなこともありますので、そういった格好の中で、業者を最終的には一般競争入札とか普通の競争入札にするに当たっては、1円でも安くというふうな思惑もあらわれると思いますけども、やっぱり見積りをしっかり取ってですね、要は他社と比較して、経費の面とか何とかって、今ちょっと副町長もおっしゃりましたけど。その辺で最終的には選考委員会のほうで決めていただくような流れになるというふうに思ってます。ただ、ここで言えるのは、我々としても税金の無駄遣いということじゃないですけども、税金をいかに外に出るお金を減らして発注できるかというふうなことは、しっかりと念頭に置いて対応してまいりたいというふうに考えてます、以上です。

6 番 井 上 はい、ありがとうございます。一応そういうふうな方向性をですね、回答を頂きました。本来ですね、このアスベスト撤去作業というのは、プロポーザルの選考過程ではですね、それは含まれていなかったというふうに考えますので、工事契約行為等についてはですね、今の回答を頂きましたので、そういった中で慎重にですね、進めていただきたいというふうに思います。

次にですね、2点目の分限及び懲戒についてということに移りたいと思います。先ほどですね、町長の答弁の中で、令和2年度の結果というのがですね、広報ではですね、令和元年度までが示されておりましたが、令和2年度は分限処分が1名で、懲戒処分が6名という回答を頂きました。これはですね、平成28年度まではですね、分限及び懲戒については0人、0人で推移をしてきたものが、平成29年度は分限2、平成30年度は分限5、令和元年度で分限が12、懲戒が8というふうに順次漸増をしていると。漸増ではないですね、令和元年度はもう急増していつているということに鑑みてですね、どういうふうな実態な

のかということをお伺いをしたくてですね、一般質問とさせていただきます。

この中でですね、やはり今の時代、松田町役場だけではなくですね、どうしてもこの中でやはり心身の故障ということで、先ほど町長答弁の中でも、心身の故障。分限処分の中、実人数では5名なんだけれども、その全てがですね、心身故障だということです。これらに対してはですね、町のほうの部分は審査委員会の中でですね、対応していくということで、この5名、令和2年度は5名の職員に対して休職辞令を交付をし、休職を命じたという答弁がございました。その中でですね、町の審査委員会のメンバーはどのようなふうなメンバーなのか。休職辞令を交付し休職を命じたということですが、この休職辞令の中ですね、期間というのは、人それぞれによって違うのか。それとも一律3か月とか6か月というふうな、ある程度決まった期間の休職辞令なのかをお伺いをしたいと思います。

総務課長 井上議員の御質問のまず第1なのですが、審査委員会の組織としましては、委員長は副町長をもって、委員は教育長、参事、それから総務課長をもって充てるような形でやっております。

それから2点目のですね、心身の故障に関する休職期間でございますが、こちらは診断書が提出されておりますので、その診断書の期間内で一応申請休暇期間を決定するような形になります。以上です。

6番井上 はい、ありがとうございます。そうしますとですね、令和2年度ですけれども、どの程度の期間なのかなというのがですね、ちょっと…じゃあその診断書の中で、何か月の療養を命ずるというふうな診断書が出ているとですね、もうその期間というふうに理解をしてよろしいのか。そうしますとですね、分限処分が12名あって5名というのは、大体半年以内がその診断書の期間で、それに伴う休職辞令が出されているというふうに理解すればよろしいですか。

総務課長 令和2年度はあくまでも…ごめんなさい、令和元年度は延べで12名で、実数は5名でございますので。はい、その期間内で5人の方が対象となっている形でございます。

6番井上 そうするとですね、5名のうち3名以上は3回診断書とかですね、町の審査

委員会の諮問を受けたというふうに理解すればよろしいんですか。

総務課長 考査委員会は先ほど町長の答弁にもございますが、原則は年3回なんですけども、
…。

副町長 そうです。延べでいって、実際には5人ですっていうんですけども。やはりその診断書で、療養を要するという期間の中で、一旦は期限はありますけども、またやはりちょっとまだしっかりと復帰ができないという職員についてはですね、再度療養を診断として提出するというのがございますので、そういった意味で延べ人数と実際の人数が少し変わってくるということで御理解ください。

6番井上 大体期間についてはそういった説明の内容かなというふうに思います。

その次にですね、処分の内容でですね、町長答弁の中では、訓告の内容ということで説明がありました。議会運営に支障を来した者が、これは元年度ですね。元年度、議会運営に支障を来した者が6名ということで、ちょっと私の理解としてはですね、議会運営に支障を来されたことはないのではないかなというふうに思いますが、6名もいるということで、これはどういった内容なのか。もちろん答えられる範囲で構いません。またその次、令和2年度もですね、円滑な議会運営に支障を来したというふうにありますけども、あまりですね、議会の職員の訓告を受けるような内容の中で、議会運営にそんなに支障を来されたというふうには理解をしていないんですけども。内容的に説明ができましたら、お願いをしたいと思います。

総務課長 ただいまの井上議員のご質問です。訓告の内容でよろしいでしょうか。ちょっと具体的にはちょっとなかなか申し上げられないんですけども、議会の議案の関係でちょっと不手際があったということがですね、ございます。それで議会の進行をちょっと遅らせた、円滑な進行を支障を来したような形でございます。それから訓告につきまして、議会関係につきましては、主に議案の関係でございます。

令和2年度のほうにつきましては、懲戒処分につきましても、こちらもやはりですね、議会の関係で、議案の中でちょっと誤りがあったということで、ちょっとそれで議会運営に支障を来したということで、ちょっとそれ以上具体的に

言ってしまうとあれなんで。すみません、以上です。

6 番 井 上 私、議会の都度ですね、様々な議案とかですね、資料等が送られてきます。そういったものの差し替え等はですね、何回かあったかというふうには思いますが、それをもってですね、訓告とかですね、懲戒処分。令和2年度はさらにその中で戒告4名、減給2名というふうになっています。戒告、懲戒処分、令和2年度の懲戒処分の円滑な議会運営に支障を来したことの中に減給者が入っているかどうかというのは分かりませんが、でも、このですね、表記をですね、こういうふうに議会運営に支障を来したのではなく、ほとんど今は議案の発送等の話だと思うんですけどもね、それは、町長が上程をする議案に対して適当な処置ではなかったというふうに理解をしたいと思い…ちょっとこういうふうにはですね、先ほど議会運営に支障を来したというのは、じゃあちょっと議会に大分迷惑をかけて、そういった者たちが訓告、懲戒の対象になったのかというふうに一般町民のほうは理解をされてしまうというふうに思います。こういった内容は、人事報告でしたっけ、それには載らないとは思いますが、でもね、ちょっとその辺の部分で、そういった私の理解でよろしいかどうかをお伺い、確認をいたします。

町 長 本当にこう、細かく話ができないというのはありますけども、元年の件は、元年度分についてはですね、齋藤議員から御指摘を頂いた件です。令和2年度の分については、寺嶋議員から指摘を頂いた件ね、決算のときに、その件でございます。ですので、井上議員がおっしゃられるように、あっちゃいけないことですけども、ちょっと議案の差し替えとか、ああいったことでの処分はしておりませんので、それを思い出していただければいいかなと思います。以上です。

6 番 井 上 その部分についてはですね、理解をさせていただきました。

それではですね、時間も少ないんですけども、今回ですね、一般質問の中で分限、懲戒のほうの質問をさせていただきました。これはですね、最近新聞報道でもされています、県内の市でですね、議会も今取り上げつつあるというパワハラ問題というものがあり、これらの処分というのは、こういったものに

当たらないのかどうなのかということが1つの一般質問の出発点でもありました。そういった中でですね、ちょっと何点かお聞きをしますが、そういった町の職員の勤務体制の中で、ちょっと二、三行われていることがですね、これは適正なのかどうなのかということを確認をしたいと思います。

町において、監査委員のほうからですね、決算審査とか定期監査が行われておりますが、その中で令和元年度決算審査につきましては、監査委員の講評としてですね、総務課宛てですけれども、時間外勤務については、職員の体調を含め、適正に管理されたいという決算審査の報告があります。また、令和2年度の定期監査については、全般として、多分この決算審査の結果がですね、徹底をされていないという中でですね、監査委員の報告では、時間外勤務をさせるのであれば、時間外勤務命令を出し、労務管理上適切に対応されたい。適正な対価を払い、適正な休暇を与えることが基本であり、職員の健康管理としても毎日のように時間外勤務をさせるべきではない。総務課宛てとして、全庁的に職員の実際の帰庁時間と時間外勤務命令簿とで相違があり、時間管理担当者としては、労働基準法を遵守し、適切に管理されたいというような監査委員からの指摘があります。これをですね、先ほどのパワハラ等に該当させないためにもですね、これらの監査委員の指摘事項について、どのように対応されているのか、町長、副町長のお考えをお伺いをしたいと思います。

副町長 ありがとうございます。時間外勤務というところが、非常にやはりどこの企業も含めてですね、問題になっているようです。特に行政というところにつきましてもですね、非常に時間外がですね、各職員さんも悩むところがあると思うんです。やはりそれはなぜかという、奉仕という部分もございますのでね、どこまで適正に時間外で対応するのかというところの迷いもあるかと思いますが、やはり今の中では、健康管理も含めた中でですね、しっかりとこれは管理していかなければならないという中であります。

その1つ、事例といたしましてはですね、各課長から課員の時間外、当日ですね、当日の時間外について私のほうに報告が来ます。その報告をもった中でですね、私のほうで確認をした中で時間外というのをやっていただく。そのと

きやっちゃ駄目だとか、そういうことではございません。どのような理由で、私のほうも何時までには帰庁しなさいというところで、それは健康管理というところもございますので、あまりやらせ過ぎても困るというところがございます。

ただ、やはり実情をお話ししますと、職員の方々も結構責任感が強くてですね、無理にちょっと時間が延びてしまったりだとか、つつい報告もなく1時間ぐらいやってしまったとかいう実情はございますけども、やはりそういうの見逃してはいけないというところは、私どもも認識しておるところでございますが、この辺は、まだ引き続きですね、強化をしていきたいというふうに考えております。私のほうからは以上です。

6 番 井 上 報告の部分はね、問題がないと思うんですよ。やはりそのパワハラ等に該当するのは、やはりもうこの時間に来ないと、報告できないような時間外勤務をさせられることがですね、やはり先ほどの心身の故障等にもつながるような部分があるのではないかなということで、監査委員のほうの指摘もありますし、労働基準法の遵守、そういうものがですね、そういった部分を助けるのかなというふうに思います。

最後になりますが、そういった時間外の勤務と関連するので、何件か。私もですね、小学生の登校時の交通指導をボランティアでやっています。ただ、そのときにですね、町の職員もすれ違います。朝7時過ぎに。何しに行くんだと言ったらですね、その登校指導、昔は街頭立哨と言いました。それをですね、やりに行くんだと。この内容を聞いてみますと、管理職だけではなく一般職員もやられていると。それもですね、割り振りは通知で来てます…。

議 長 井上議員、時間を回っておりますので、端的にお願いします。

6 番 井 上 通知で来ているというとですね、それはもう時間外勤務に該当するのではないかなというふうに思います。それらについての今後の対応、是正方針があればお聞かせをしていただきまして、最後といたします。よろしく願いいたします。

副 町 長 これを始めたきっかけというのはですね、やはり町民の人とまず近くなろう

よというところがありました。その中で、やはり児童・生徒の安全の見守りも含めてですね、率先して挨拶していきましようというところから、課長会をはじめですね、職員の協力を得てやっているところがございます。それを時間外に充てるかどうかというところもありますけども、スタートはですね、あくまでも職員の中で、そのような時間外ではなくボランティアというんですかね、あとは自分たちのそういう挨拶運動というところをやっていきましようというところからスタートはしているというところがございます。

議 長 以上で受付番号第5号、井上栄一君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。15時10分より再開します。 (14時59分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (15時10分)
引き続き一般質問を行います。受付番号第6号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第6号、質問議員、第5番 田代実。件名、町長職、残り最長で4年と3か月余りの政策を伺う！

要旨。本山町長は2013年9月に初当選後、選挙公約に基づき、自らの在任期間を3期12年とする多選自粛条例を制定されました。それによると、残りは最長で4年と3か月余りとなります。そこで、町長の政策について伺います。

(1) 9月の町長選挙で3選を果たしたとしても、2025年9月の任期満了をもって公約どおり勇退されるのか。

(2) 松田町創生推進拠点(旧松田土木事務所)は「女性の活躍を支援する交流施設」を目的に整備したが、現在の活用は逸脱している。目的に沿った施策とするための対策は。

(3) 松田町議会で修正可決した「新松田駅周辺整備事業」と、条件を付して凍結した「木質バイオマス事業」についての対応は。

以上のとおりです。よろしく申し上げます。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えをいたします。

1つ目のお答えは、事前に告知はしておりませんが、今回の質問を頂いてで

すね、非常に感じたところなんですけども、たればの話をするわけにはいかないというのが正直なところなんです。ですので、3選がどうこうというよりも、今、あと残り3か月ちょいの任期の間にですね、しっかりとやらなきゃいけないことをしっかりやった上で、そのようになった場合には、そのときにきちっと皆さん方に御報告させてもらいたいというふうに考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。松田町創生拠点施設スプラボについては、町の地域再生計画を基に、重点目標とする女性の活躍を支援・推進する拠点として、女性が集い、憩い、美しくなるなどの場所として整備をしたものでございます。このたび御質問いただきましたこの施設は、町の上位計画でもあります第6次総合計画の中で、女性にとって住みやすい環境づくりを目指し、活躍していくものとしております。女性の多様なニーズに対し、全てを酌み取ることはできませんが、それぞれの思いに合わせた活動を可能とするための環境整備を進めるために、若年女性の人口増加策として事業を掲げ、地方創生推進交付金を活用し、子育て支援・仕事・健康増進の3つの要素を基に町の魅力向上に努めることで、松田町に住み、子育てや仕事がしやすい環境に変わり、より健康で安心して楽しく暮らせるといった女性目線での町のイメージアップにつなげることを目的として、平成28年度より町民の声を聞きながら、旧松田土木事務所を活用し、女性活躍推進拠点施設として事業を進めてまいりました。

その途中過程については、議会の皆様にも定期的に進捗状況などを御報告させていただきながら進めてまいりましたことは御存じのことと存じます。現在、本拠点施設は、設置してからまだ1年半足らずであります。指定管理者などの民間事業者のたゆまぬ努力とノウハウを生かすことで自走することができ、利用者ニーズに対応したきめ細かな質の高いサービスの提供を行っていただいていることから、当初定めた目的の女性の雇用の創出や子育て支援、また生活支援や地域情報の発信など、女性活躍を支援する取組や運営方法などが国からお認めいただいております。この松田町の女性活躍コンパクトシティ創生事業は、全国の中でも成功事例の一つとして承認された取組でございます。

令和2年度については、コロナ禍において女性創業等の希望者の動きも活発ではなく、マッチングを行う機会が非常に少なかった状況でもありましたので、今後の運営については、指定管理者の選定時にも御説明させていただいたとおり、事業者等がさらなる自走と地域連携した取組を含めて進めていくために、我々行政が相互支援を行う必要がありますので、今後も事業者等と月1回の定例会を行い、女性が活躍するための事業などに伴う課題や、その解決等、収支状況等を確認しながら、引き続き必要な見直し等があれば改善を図ってまいります。

また、女性が子育てをしながら安心・安全に働ける居場所や、子育て世代の方々が集うコミュニティーの場として、多くの皆様が活用していただけるよう、さらなる町内外への情報発信の強化や、地域のイベント、ごみ拾いなどの環境対策など、地域住民との連携についても事業者と共に実施してまいります。

現在、指定管理者の新たな取組といたしまして、新しい日常による生活やビジネススタイルの変化に対応すべく、コワーキングスペースというテレワークができるスペースを確保し、また県の補助事業を独自に獲得し、屋上スペースを新たな用途として使えるようにするなど、積極的に施設の魅力アップに取り組んでまいります。今後、女性・男性にとらわれず、パートナーシップ等の多様性を認め合い、あらゆる分野で双方が活躍するために必要な事業として、民間事業者の主体的な取組を尊重し、本事業推進による町の魅力向上を図ることで、創生推進拠点施設条例等の目的に沿った施設として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続いて、3つ目の御質問にお答えいたします。3月議会で修正可決の御議決を賜りました新松田駅北口駅前広場詳細設計業務委託料の債務負担行為の削除につきましては、一般会計予算審査特別委員会報告書に次の3つの理由が記載されております。1つ目、北口駅前広場混雑の減少のための南口駅前開発が滞っている。2つ目、コロナ禍において、民間企業の業績の落ち込みが懸念され、集約施設への参加が望めるのか。また、町商工会等に参加する体力があるのか。3つ目、この債務負担行為は、全体事業費49億円、広場整備10億円の第一歩で

あることから、町公共施設総合管理計画における維持管理費、建替事業費、ごみ焼却施設建設事業費、既存ごみ処理施設の延命化事業費、し尿処理施設の経費、消防署整備事業費などの財政需要に基づく財政推計を作成されてから判断する。そのような3つの理由により、町民への周知、理解を含めての実施時期は、令和3年度では時期尚早であるとの議会の皆様方の御判断により、債務負担行為が削除されたものです。

今回御質問にあります対応についてでございますが、まず1つ目であります新松田駅南口の整備事業につきましては、毎年予算を計上させていただいており、事業の推進を目指しておりますが、議員御承知のとおり、事業の実施においては、過去からの経緯などを踏まえると、当時町が選択した整備手順や地権者様への対応の遅れにより御同意が得られていないなど、町側に起因する事案も多く見られ、長い間仮設のままであり、工事の進捗が見られない状況であります。私どもといたしましても、今の状態でよいとは当然考えておりませんので、引き続き対象となる地権者様の意向を踏まえつつ、友好的関係を築き、事業の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、2つ目のコロナ禍における民間企業や町内事業者さんの経営状況などによる事業協力については、具体的に申し上げますと、集約施設の規模や用途が正式に決まっていない中、現時点での事業参加の可否について、明確に判断できる図面や資料がございませんので、早期に駅前広場を中心とした整備計画の熟度を上げるため、目に見える形での資料の準備が必要であります。私は、駅前広場整備の進捗なくして民間の協力事業者参入なしと考えておりますので、民間の事業者が参入しやすい状況を作り出すためには、これまで同様、町が率先して事業推進を図ることが重要であります。その上で、民間の事業者が正式に参加の意思表示を行うことになるため、3月議会の後の対応といたしましては、民間の事業者等がこの事業から離れないような対応に終始しております。

3つ目の各種事業費を計上した財政需要に基づく財政推計を作成し、判断するとのことですが、町公共施設総合管理計画に基づく事業費につきましては、御提示する準備が整い、その内容を含めた新たな財政推計はできております。

ただし、各種事業の大半が広域による事業であり、総事業費を含め事業費負担割合など、松田町単独では決められない未確定の内容が含まれ、ほかの自治体に対する影響が出るのが予想されるため、現時点では、全てを含んだ財政推計を御提示することは控えたほうがよいと考えております。

また、広域関係自治体が承知した正確な数字が出そろうまで数年かかることにつきましては、2年前の第6次総合計画の議会審議のときから申し上げてきたとおりでございます。よって、御議決賜った第6次総合計画に掲げた最優先事業である新松田駅周辺整備に係る事業費を毎年お認めくださり、これまで予定どおり進んできたこれまでの事業費が無駄になりかねない状況となっております。

以上のことから、修正された理由を解決するために、必要と推測され、議会から求めている新たな資料の提出については、松田町のみ判断でお出しできるものではございません。ただ、私といたしましては、このような状況であっても、約10年前に策定された第5次総合計画や、約2年前に御議決賜った第6次総合計画の策定時のときから、多くの町民が望む優先度の高い事業でありますし、今のままの状況が続き、これまで一緒に取り組んできた地権者様など関係各位の皆様との信頼関係が薄れ、疑心暗鬼のまま会議などを行っても実のある会議にならない状況だけは回避したいというふうに考えております。議員の皆様におかれましては、先日勉強会を開催され、再開発事業についてさらに知見を深められたと伺っております。町といたしましても、今後議会の皆様にはさらに詳しく御説明する機会を頂き、御理解賜れるよう丁寧に取り組み、多くの町民の皆様が望む駅周辺整備事業が一日でも早く実現するよう、しかるべきときに補正予算として提出させていただきたいというふうに考えております。

次に、木質バイオマスにつきましては、令和3年3月に行われました一般会計予算審査特別委員会の報告の中で、1つ目、燃料供給体制を至急確立し、議会に報告すること。2つ目、今回示された維持管理経費以内での運用を行い、町財政に負担をかけないことという2つの申入れがあり、まきの供給体制を含

め、当初計画した効果が期待できるような実施計画を定めるまでは、予算の執行を凍結すると承知しております。

これを受け、これまで議会の皆様に対し、議会全員協議会の場で3回の機会を頂き、補足説明をさせていただきました。1回目の4月15日は、供給体制や森林環境譲与税の使途及び今後の予定について、2回目の4月22日には、木質バイオマス事業工程、体制や健康福祉センターボイラーの年間ランニングコスト等について、3回目の5月18日には、前回4月22日の議会全員協議会においてNPO法人やまき製造事業者についての御質問がございましたので、それらの回答をQ&A方式により取りまとめたものの報告を行っており、現在に至っております。

供給につきましては、町森林組合様が原木の伐採をされ、5月に供給を見込んでいた木材につきましては、予算の凍結解除に間に合わなかったため確保ができませんでしたが、今後も森林組合さんや地元の皆様方からの木材供給体制を中心に、このバイオマス事業が順調に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。今後は、凍結されている理由についても真摯に受け止め、議員の皆様方と共にSDGs未来都市として先駆的な取組の実行により、新たな雇用を創出し、持続可能なまちづくりや地域活性化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番 田 代 それでは、1点目から順次質問させていただきます。

まず1点目の、公約に基づき、最長で4年3か月、これについていかがかということ、たればの話はできないということです。それは私も想定してました。しかしながら、町長はやはり新松田駅、今、最後、3番目の質問でお話ししたとおり、もうやるんだというすごい熱意があると思うんですよ。ところが、4年後はまだ入り口です。始まったばかりなんですよね。ですから、その辺はやはり政治家としての責任があると思います。総事業費で集約施設、149億です。そのうち公共事業分が49億です。松田町にとって初めての大事業です。小学校なんて問題ではないです。ですからお気持ちを聞かせていただきました。

たればということで、確かにそうかもしれませんが、ここはあまり長くしないで短く縮めますけれども、やはりそういう重大な事業を町長はもう断言してる。そういう状況なので、近隣の県内の市長選挙あたりを見てると、多選自粛条例を自分で定めて、やり残すことがあった。それは選挙で問いたいということで、4選を果たされた市長さんもいられると思います。それはそれで、その方の政治信念だからよろしいのかと思います。私は、町長がやはりそれだけのものを持っているのであれば、自粛条例を廃止して、4期16年ぐらいをかけてやるんだと。4期16年っていても新松田駅はまだ完成しないと思います。順調に行ってやっと完成なのかなと。やはりそういうビッグプロジェクトですので、よろしくお願ひしたいと思います。

特にね、1つ、ちょっと申し上げにくいんですけど、平成25年、町長が初めて町長選に挑んだとき、そのときの本山博幸通信5号、6号、8月18、8月29、あと選挙公約のときの町の選挙ビラかな、選管のシールが貼ってあるの、これが9月5日です。それに、4年間は新正規職員を採用しない。覚えておられますよね。町民サービスが低下しないようワークシェアリングで対応しますという公約を掲げました。それがしっかりした意思表示がない中で、いつの間にか職員を採用された事実があると思います。やはりこれは政治家としてまずいと思います。このことはもう過去のことでだからよろしいんですけど、これからは、やはり新松田を本当にやるのであれば、あと2期8年、自粛条例を廃止して私は挑むんだよと、そのような私は心、気持ち、ハートが欲しいなと感じました。回答は結構です。たればになりますので、私の気持ちをお伝えいたしました。

次に、（「せっかくだから、説明させてください。」の声あり）いや、時間がね、その後いろいろともっと深いのを行いますので、私が納得すれば結構ですから。たればというお話なので、それ以上あれかなって感じだね。

次に、松田町創生推進拠点事業の関係です。これについて、まず初めに、投資金額について私は言いたい。この目的は、女性が集い、潤い、美しくなる場の創出、女性活躍総合戦略で掲げている事業です。その中で、女性の活躍を推

進、支援する拠点施設を整備しますということで、ここでちょっとお話ししたいのが、決算でずっと見てみました。平成28年度決算、女性活躍コンパクトシティづくり創生事業385万5,600円。29年度、やはりソフト事業として女性活躍推進計画作成委託業務、これだと思います。鈴木課長、これで間違いないね、この冊子で。（「はい。」の声あり）この計画を作るのに1,040万9,000円。それ以外に人材育成及び会議体組織形成委託業務、それが98万2,800円で、ハード事業として拠点整備計画作成委託料1,249万5,600円。次に、30年度です。旧松田土木事務所活用調査259万2,000円。女性が輝き活躍するまちづくり推進事業745万2,000円。創生推進地区拠点施設開業準備業務委託料723万6,000円。これ全てソフト事業です。設計委託とかそういうのは入って…ごめんなさい、最後は設計委託か。うん、入ってない。ここまでがソフト事業。それでハード事業として改修設計監理業務658万8,000円。これは設計委託料と監理料ですね。改修工事5,072万6,520円。まだこれでも足らなくて、元年度、松田町創生推進拠点施設追加工事、環境整備工事256万4,100円。車庫等電気設備改修工事218万9,000円。元水防倉庫電気設備改修工事99万4,994円。それと、特別会計でこの松田土木の用地を平成27年に購入してます。28年から30年までの用地特会で債務負担行為をして返済すると、このような形になっていると思います。

したがって、何をお話ししたいかというと、土地の購入費で1億2,200万、建物の工事、ハード系で追加工事も入れて6,300万。残りがソフト事業なんですよね。相当な額になると思いますよ。全部で2億3,000万のうち6,300万がハード事業。ちょっと待ってください、これちょっと計算します。（「1億。」の声あり）あ、ごめんなさい、いや、そうだ、1億だ。もう一度行きます。（「そこから土地を引いたほうがいいですね。」の声あり）2億3,000万の、そうだね。470万。こんな低くなっちゃう。じゃあ何か私の間違えか。

じゃあソフト事業でね、平成28年が385万なんです。女性活躍コンパクトシティづくり創生委託料385万5,000円。ちょっと財政課長、ちょっと1個ずつ確認しますから。29年がソフト事業として先ほどの計画書、1,240万9,000円で、人材育成及び会議体組織形成委託が98万2,000円で、これはハード事業だから

いいや。その後には今度は30年で松田土木事務所の活用調査、女性が輝き活躍するまちづくり推進事業745万2,000円、創生推進拠点施設開業準備業務委託723万。これらを合計するとすごい額を、町長、いいですか、ここが私、言いたいですけども、輝く女性のために造った施設なんですよ。それだけ投資したんですよ。先ほどの町長の回答で、最後の結びの部分が、今後女性・男性にとらわれず、パートナーシップ等の多様性を認め合い、あらゆる分野で双方が活躍するため、必要な事業として事業者の主体的な取組を尊重していくと。いつの間にかね、「輝く女性の施設」がね、「女性・男性にとらわれず」に変わってしまってるんですよ。

そこでまず1点目に、鈴木課長にお尋ねします。町長の回答の3ページの上段です。女性活躍コンパクトシティ創生事業は、全国の中でも成功事例の1つと承認された取組となっております。これはいつ承認されたのでしょうか。どこが承認されたのでしょうか。お願いいたします。年月日をお願いします。

政策推進課長 御質問にお答えさせていただきます。証書とかそういうものはございません。国からですね、連絡を受けまして、令和元年のですね、3月にですね、このような形で取り組んでいることに対し、事例的に、公表はされてませんが、連絡を頂いたということで回答させていただきます。以上です。

5 番 田 代 令和元年3月。ということは、前の年の…令和元年、平成31年か、まだこのときは。（「おかしいよ。」の声あり） そうだよね。要は、平成30年の広報で、これは違うか。令和元年3月、まだ…すみません、ちょっと資料がないので。この施設がオープンした年、決算書で見ると、平成30年度までやって元年度も追加工事してるんですよ。令和元年に追加工事で環境整備工事、車庫、電気改修工事、水防倉庫、574万8,000円かけて工事をやってるんですよ。認められた、成功事例の一つとして承認された、これが今、令和元年って言ったけど、平成31年3月。30年度事業、まだ一生懸命工事をやってますよ。それで赤さびだ、いろんな消防施設の点検なんてが駄目だったので追加工事して、この年の秋じゃないですか、オープンしたのは。ですから、全国の中でも成功事例の一つとして承認された取組となっております。これ、町長、どういうことですか。

時系列でやると合っていないです。町長、お答えください。私は町長に聞いてます。

これからもお願いしますけど、計数は課長で結構です、参事で結構です。政策的なものは町長です。町長はこれを言い切りました。自信を持って言われたんだから、今の私の回答に、答えをお願いします。回答してください。

町長 各施設の設備の話は、今言われているような格好であると思います。これはもうはっきり言って恐らくになりますけどもね、これは地方創生の事業ですから、この事業については、取組について承認されているというような話ですよ、実際のところ。（「成功事例って書いてある。」の声あり）そうそう、そうそう、そうです、おっしゃるとおりね。だからその内容について、こういうふうな格好で一旦仕事が完了した中で、報告書をうちのほうでも上げていると思うんです。この事業者がこういうふうにやっていきますよという一つのスキームについて承知をしてもらったと。その後、今言われているような五百何万かかったというところは、私の記憶だと、1階のコインランドリーの誘致が何かするとき、赤さびが出るというようなこともあって、最終的にそのお金をまた出したと。お金を出したというか、事業費がかかったというふうに承知してますから、国が認めてもらったのは、その一つのその取組の考え方というか、そこを承知してもらったというふうに理解してます。以上です。

5 番 田 代 これ、本当に大事な問題なので申し上げます。全国の中でも成功事例の一つとして承認された取組となっております。成功事例の一つ。これ、はっきり言って、町長、計画ですよ。ここに書いてある女性が輝き活躍するコンパクトシティ、これを目的に今取り組んでいる。でもまだ入ってない、稼働してない。その姿勢が承認されたということによろしいですよ。

町長 その姿勢がというか、その時点での、やっぱり年度末ですから、報告をさせてもらった内容について御理解いただいたというふうに考えます。以上です。

5 番 田 代 そこでね、質問させてもらいたんですよ。あくまでも女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業の目的ということでこれを行ってます。そこでね、お話ししたいのが、先ほどお話ししたように、それで国からも承認されたという

ふうに私は理解してます。それが最後に、女性の創業等の希望、これは活発でなくて、令和2年度以降はコロナ禍で駄目だと。でも、ちゃんと創業してるよと町長はお答えされてます。これ、申し訳ないけども、民業圧迫の不動産事業というふうに私は見れてしまうんです。町長の、これ、5月の22日に発行された本山博幸通信第12号です。ここにも24時間コインランドリーとかスポーツジム等の誘致。一言もね、女性の創業の事業という言葉が入ってないんですよ。

町内にコインランドリーやってるところもありますよ。それで駐車場があれだけ広くて、町がある程度土地も何も用意して、補助金もらって改修してって感じですから、商売してる方と比べると雲泥の差でスタートしてるんですよ。それでうまくいってる、うまくいってる。私は、初めは女性が輝き活躍するそういった施設整備、女性の創業支援者、またはそういったことで働く人の雇用の場をたくさん増やすというのが、ちょっと目的が変わってね、すり替えてるような感じなんですよ。

これね、4月の13日に、3月の一般質問後に政策推進課にお邪魔して、全部で、子育て支援センターとファミリーサポート松田は前からあった施設で移動しただけですから、それを除いた7施設が今入店されてます。その中で、じゃあ何人女性が雇用になったのという数字を頂きました。全部で3か所で10人ですよ。ですから、女性の創業支援または雇用の創出、これがうまくいってなかったのではないかな。だから逸脱してる。私は一般質問で、所期の目的から逸脱してると。これ、会計検査が来たらどういうふうに見るのかなと、私、考えてしまいました。少なくとも先ほどお話ししたように、多額のソフト事業で計画を練って女性の輝く施設を開設したわけですよ。それについて、町長、今後の対応について御回答をお願いします。

町長 御質問ありがとうございます。まさにおっしゃるように、前回もそうですが、多分ですね、これ、ほんと私が考えていること、それはここにいらっしゃる方々もそうかも分かりませんが、女性の輝き方の概念の違いじゃないかなと思うんですよ。その、確かに我々としては雇用の創出とか、そういったことの固有名詞を出したら、その事業だけがここでやらなきゃいけない事業かと

いうふうに私は思ってません。

先ほど言ったように、男性もパートナーもという話をさせてもらったところはですね、亭主何とか留守がいいみたいなところもあったりしますよね。それに、お母さん方の輝き方というのは、私はそんなに決めつけてはいないんです。ただ、田代さんが言われている女性の輝き方はこうじゃないかというふうな感じの中でおっしゃられているのであれば、それは田代さんの考え方であって、我々としては、その輝き方というのは無限大にある中で、この施設を中心として活用してもらえればなど。そういったところで行くと、コインランドリーの話が出ましたけど、全く関係ないことじゃないんですよね。私は、住宅屋をやってて、やはり住宅の提案するに当たっても、その食洗機1個について夫婦げんかが始まるわけです。15万も追加してどうだとかああだとかって話があります。しかし、奥さんの朝の時間だとかってというのはもったいないわけです。それからすると、食洗機に突っ込めばそのまま仕事に行けますしねというようなことを話すると旦那も理解するわけです。それと同じで、このコインランドリーに今来られてる男性も当然いますけども、やはりこういったものを使っていただきながらやって自分の時間を確保するとかというところの中で、確保した時間の中での輝き方というのはいろいろあるかと思うんです。スポーツだってそうです。

確かに先ほどちょっと民業圧迫という話があったときにですね、おっしゃるとおりに、ちょっと町なかでコインランドリーができるというのを我々も存じなかったということがありました。それはですね、やっぱり地域地域によって、やっぱり歩いていかれる方々も当然いらっしゃるし、車で対応される方もいらっしゃるということについては承知をする中で、後になって聞いたことで、その辺りはですね、いい意味で共存共栄ができればなというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 町長の答弁書の結びの部分を見ていただきたいと思います。すみません、ちょっと出て来なくて、今しっかり探します。結びのところが4ページの3行目、4ページになりますね、3ページのおしまいから。これ、ちょっと朗読

させていただきます。今後、女性・男性にとらわれず、パートナーシップ等の多様性を認め合い、あらゆる分野で双方が活躍するため必要な事業として、民間事業者の主体的な取組を尊重し、本事業推進による町の向上を図ることで、ここでは、創生推進拠点施設条例の目的に沿った施設として取り組んでまいりたいと考えているところです。

一方で条例読ませてもらいます。よろしいですか、町長。新たな魅力のある松田町を目指し、女性の雇用の創出や創業支援、生活支援の実施や地域情報の発信を通じて、地域の振興、地域経済の活性化というのが条例の趣旨、目的です。今、町長は、確かに創業支援者は少ない、雇用者も少ない、でも利用者でコインランドリー、そこに女性がたくさん来てるからいいだろうと言われましたけれども、それはすり替えているんじゃないですか。この条例の目的に沿ってないですよ。ですから私は軌道修正をどういうふうにされるんですかと、これからどうやって対応をされるんですかと、そのように質問いたしました。再度お答えをお願いいたします。

町長 その目的の話は今頂きました。その中でですね、第5条になりますよね、お持ちかと思えますけどもね。その拠点施設の中でやる事業を行うものについては、女性の雇用の創出や創業につながるための業務として、ふるさと納税の返礼品だとか、そういった支援。また、倉庫、屋上の開放など、そういったことなんか業務としてやっていくということで掲げさせてもらってます。

2つ目、地域住民へのコミュニティーの場として提供する業務ということで掲げさせてもらっている中で、子育て支援センターの業務であったり、大きく使っていた倉庫の部分の自由に開放したりだとかということで使ってもらえます。

あと3番目については、イベントの企画運営、情報提供に対する業務ということで、マルシェやカルチャー教育だとかですね、講座、講演など、そういったものもイベントをですね、やっていただいているというようなことですから、その目的に沿った格好の中でのその条例に書かせている第5条につけている業務を具体的に行ってもらっているというふうに理解します。以上です。

5 番 田 代 町長の答弁、よく分かりました。私は根本的な根っこの部分をお話ししたつもりです。町長は、その中でいろいろあるよという中の部分をお話しした、回答されたように取りました。これについては、時間の関係もあるので、これ以上の議論は差し控えて、その次に、新松田駅の関係に進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、5ページですよね。南口の事業、新松田駅南口の事業が停滞しているというふうなことで、次の手を打つんだよというふうなお話なんですけれども、南口が停滞しているのは、私もよく事情は察しております。プライバシーもあるので詳細は伏せますけれども、広場、県道11号線の交差点と町道との隅切りだとか、あとは広場の一部を拡張、ちょっと交渉で難しいというふうな話を伺ってます。

それで1つだけ確認したいんですけども、当初計画、基本計画、南口の基本計画のパス、イメージ図にエレベーターが入っておりました。初めに新松田駅の北口から入れるように3基つけたと思います。その後、南口のほうをつけようよと。実際見ると、北口のほうは、体のちょっと悪い方とか、高齢者の方が送られてきて、エレベーターに乗るのに大変なんですよね。南口は混雑分散して入りやすくなってる。たしか絵で見ると、今の敷地内にできるんではないのかな。南口の改札を上げて券売機がありますよね。あの東側、富士山側に設置するイメージ図、パスを見てます。これを何にも手をつけずに新松田の要するに今の北口を整備する。初めに南口でやはりできること、その辺がどうなってるのかな。まず、単純な疑問としてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

町 長 御質問、ありがとうございます。先ほどいみじくも南口が進捗しないのはよく分かってるというふうに言っていただきましたので、あえて私のほうからお答えさせていただきます。本当に南口、何で止まっているのかって、私もそう思います。非常に、その当時の人たちを恨むわけにはいきませんが、地権者の方々の責任にしちゃだめですよ、絶対的に、話を聞くと。そこからするとですね、もう我々と、私としては、平成25年に就任して以来、その当時、課長

さんであった田代さんにも、何で止まってるんですかという話を聞いたことがあります。ましてや、大型バスが入りもしないのに、隅っこの方々のお家を、土地を引っかけないで入るということを書面を通じて発信したりだとかということをやって、それ以来、本当に我々は苦勞をしてるんです、進まないのに。本当に今の職員たちは、そこでも何とか何とか何とか積み重ねてきてます。

そこで、今の現状に至っている中でですね、田代議員からの御質問のあったそのエレベーターの話ですね。我々もエレベーターを設置するために何度もその後ですね、今の現状でできないかというのを検討もしました。しかし、それを行った後に、また結果的に地元の方々の御了解を頂く今の努力を重ねている中で、そうなった場合に、また位置が邪魔になったりするようなことを二転三転と検討した結果、なかなか手がつけられないというのが今の現状です。以上です。

5 番 田 代 確認させていただきます。これについては、副町長のほうが詳しいんで、副町長でも結構です。用地の問題よりも、私はもう時間たってるからもう記憶が薄れてるんですけど、今の現状で見ると、エレベーターを設置しようとするところは、小田急の敷地なのかなというふうに見てます。もしそれが違ってて民地だったら停滞している理由ということで理解します。その件について、端的な回答をお願いします。

副 町 長 用地については民地側でございます。

5 番 田 代 明確な回答、ありがとうございます。では、それはそういうことで進められないということが分かりました。

次に、5ページの下段で、駅前広場の進捗なくして民間の協力事業者参入なしというふうに町長は考えているというお言葉です。私は、これも大事なんですけど、もう一つ同じように大事なものは、地権者、権利者、そういった方の同意。要するに、これはまた後から詳しい質問をしますけれども、組合施行で多分施行されると思うんですよ。そのときに権利変換、そういったものが出てくると思います。その入り口論として、民間業者、ディベロッパーですよ、それと地権者、その2つだと思います。いかがでしょうか。

町

長 大切なキーマンです。本当に地権者の方々の御理解を頂かないとなかなか前に進まないのは、もう誰しもが分かっている話ですね。ですから、我々としては、この地権者の方々とこの交渉とか、そういった具体的なことについては、今までは、町が率先してやってきたかという、なかなかそういう状況ではなかった。それを町がやっぱり率先してやっていくという姿勢を見せながら、地権者の方々にも少しずつ御理解いただいて今現在に至っております。それが100%じゃあるかという、まだまだこれからの道のりがあります。

ただしですね、その地域の方々にもそうなんですけども、民間の事業者もそうなんですけども、やはり駅の広場がどういう形になって、そこで自分たちが集約施設を造るに当たっても、どのくらいの広さが必要なのかとか、どのくらいの土地ができるのかというものがない限り、もう一個その夢といいましょうかね、いろいろ目に見える形のものがないまま進めていくということについては、これから必ずぶつかってくるわけなんです。ですから、我々としては、今回3月に出させてもらったのは、その中心となる駅の詳細の図面を描きながら地権者の方々とどうですか、県道との絡みがどうですか、小田急さんどうですかということを作り上げながら、1億2,500万円のお金を使いながら3か年で一緒になって作り上げようというふうに行っているところですので、地権者の方々がどうですかと言われてもですね、それがいい中で、ただ本当に絵空事の話を進めるわけにはいかないかなというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 その話はまた後段で少しさせていただいて、時間もあと26分しかなくなりましたので、次に進めさせていただきます。

町長の説明責任に関することをお尋ねします。3月の12日の本会議で、新松田駅前広場詳細設計委託料1億2,500万円を修正したことについて、翌日の神奈川新聞、これまで議会の議決を得て積み重ねてきたものが、はしごを外され、民間に悪いイメージを發した。町民の声と逆の決定をしたことを町議会は町民に説明すべきだという記事が掲載されております。私ども議会は、町ほど小回りにはききません。町は毎月広報を出していますが、うちのほうは3か月に一遍です。したがって、6月1日の議会広報、これは当然町の方は見られたと思

うんですけれども、ここの2ページから3ページ。2ページには、新松田駅周辺整備事業を議会が修正可決した理由。その隣には議員間討議の内容。3ページにかけて一応掲載しております。さらに12ページです。これだけでは分からない方、そういった方もいられるので、議会で意見交換会をやるよと。今までは1か所に大勢の方に集まっていたいただいた議会の議会報告会という形だったんですけど、今回は、令和3年度予算新松田駅北口広場詳細設計業務を修正可決により凍結したことについて、それをテーマの1つにしています。あと、それ以外は、応募団体が希望するテーマでいいですよと、こういうことで私どもは広く町民に説明をしようということで取り組んでおります。

そこでお尋ねします。町長は、これまで議会の議決を得て積み重ねてきたものが、はしごを外され、民間に悪いイメージを発したと発言されました。これがまずお聞きしたいことの1点です。

2点目が、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画は、平成28年度まちづくり基本構想策定委託から始まって、29年度から30年度に新松田駅周辺地域まちづくり基本構想策定業務、これによってここの新松田駅周辺整備基本構想・基本計画、これが冊子になりました。それとダイジェスト版ですか。この2つが平成31年の、ここに書いてあります、3月、30年度の事業で報告されました。

私の手持ち資料、今ここ、つづりから出したんですけれども、平成29年7月5日の全員協議会、一番初めはこれです。平成29年7月5日、基本構想の策定状況で、新松田駅周辺の状況だとか利用者のアンケート、そういったものを調査して、こんなイメージのまちをつくりたいというものが28年度ですよ。それでこの調査に基づいて、29、30でやってこれになった。（「28から。」の声あり）28から、それでこれも入ってるのか、これも。失礼、失礼、予算を別々に見てました。これも含んで3か年でやってこれになった。はい、はい。そういったことでこの業務策定ができた。

それから今年の3月18日、全員協議会、それまで新松田駅に関する内容の町からの説明、僅か5回ですよ。もし違ったら、まちづくり課長、それをおっしゃってください。私が議会事務局の全員協議会のつづり、それと自宅にあるこ

のつづり、それ辺りを全部見てやった結果、29年7月5日に全協の説明資料として、今お話ししたこれが初めて見ました。その後です。平成31年3月12日、この冊子が出る前です。駅前の基金条例をね、制定したいということで、産業厚生に基金条例が付託されました。そのときに出た資料が3月12日、この資料です。これまではお金が全然載ってないです、事業費が。元年です。31年3月に発行された。でもまあいろいろあって、我々の手元に届いたのが7月の11日、全員協議会前1週間ほどだと思います。ダイジェスト版とこの冊子が届きました。

そのときに、7月の11日で、恐らく全協でいろんな議題がありました。パワーポイントを使って30分から40分ぐらいの説明であったと思います。この中で初めて財政のお金の話が出ました。この計画書の31ページと36ページですか。36ページが一番分かりやすいね。建設投資による云々ということで、集約施設120億です。これは今も変わってません。それと駅前広場の整備費14億円で134億、これだけお金がかかりますよというのがこの冊子に出てました。一方で南北通路、橋上駅舎、それ、入ってなかったです。それで、これ、相当な金額ですよ。3か年で、1,600万にもう400万ぐらい加わるでしょう。ちょっとお待ちください。これも調べました。2,376万だね。691万が初年度だよ、これのさっきお示しした決算書で見ると。29、30が842、842。1,680に600万足して2,360万、それだけのものをかけて作りました。ところが、新松田駅の南北自由通路が入ってないんですよ、橋上駅舎も。まずこれは1点ちょっと、多分間違いないと思います。

その後なんですよ。その後に、この説明があってから、私の調べた中では3月12日、この3月12日に全員協議会でこの資料1枚、事業費。公共事業で49億円ということが数字で出てます。それで、集約施設の組合のほうは入ってないんですよ。5月18日、今度は令和元年度と2年度の委託した事業の進捗状況、それについて説明がありました。

私が一番お話ししたいのが…まずこの内容で間違いあるかどうか、まちづくり参事。町からの議員に説明された内容は、今、私がお話ししたとおりで間違

いがあるかどうか、まずお願いいたします。

参事兼まちづくり課長

まずですね、1点目の成果品ですね、こちらですね。この中に駅の南北自由通路、橋上駅舎の金額が載ってるのかと。この中には載っていません。載っていない理由は、小田急さんとは、このときにはまだ協議の最中でしたので、載せることができませんでした。それが1点です。

引き続きですね、この、じゃあ南北自由通路を入れた金額を提示したのはいつかというお話だと思います。まずは、基金のときには、もう既に南北自由通路の金額はたしか御提示してあったと思います、合計金額の中。それと、議会で報告会でしたっけ、議会報告会の中で、このできた年ですね、31年の7月か9月ですか、議会の報告会の中で資料請求をされてですね、議員の皆様が町民の方に御説明するときに、費用負担についてということで御質問があつて、そのときには御提示させていただきました。以上です。

5 番 田 代

そのような流れで結構かと思います。議会説明会するときに、産業厚生と総務と分かれて資料を作りました。そのときの資料には、町から聞いたりだとか、あとはそういったことで作った資料と、あとは先ほどあった産業厚生常任委員会の資料の中の、別添で財源内訳ということで、駅舎改修関連事業で10億で出てきてます、その後。これでも産業厚生常任委員会資料なんだよ。あとはほかの総務にどうされたか、あまり記憶ないけれども、要は、お話ししたいのは、全体でこうなんだよというのが、私がお話ししたように、一括したものがないんですよ。

そこでお尋ねします。先日3月の25日かな。ちょっとお待ちください。全然時間なくなっちゃった。松田町の未来を学ぶ会というところに参加して、それでこの資料を頂きました。当然高橋課長は分かりますよね。1ページ目と2ページ目、これは我々議員に頂いてない資料だと思います。3ページと4ページは頂いております。3ページは基本計画の中に入ってる。4ページは3月の12日の全協で頂いてます。1ページ目と2ページ目、これですよ。あなたたちが作って説明した資料。（「2ページ目は何ですか。」の声あり）2ページ目は決算額ですよ。これでお話ししたいことは、任意団体が先で議会にはこうい

った情報はないと私は取ってるんですけど、この辺はどうですか。間違いないですか。こういったものを我々に配ってないですよ。未来を考える会がいけないんじゃないんですよ。その勉強会は構わないです。

参事兼まちづくり課長 149億の横に線が入ってて、各おのおのの金額が載っている1ページ目とされている資料については、全協の中でお示ししました。お示しさせていただきました。前の議員さんがまだいられる頃ですから、4月。これが完成して、この冊子が完成した後の全協で説明していると思います。

5 番 田 代 時間がなくなりましたので端的に言います。私、全員協議会の資料で新松田駅で全部抜いてます。新松田駅という中で見てます。それで、その他で時々説明はされてると思います。もうこれはお話ししてもしょうがないので、じゃあいつどういった形で説明されたかは、今じゃなくていいです。もう時間があって、まだほかにもありますから、そういうことでこれはちょっとお預けします。

要は、ここでお話ししたいことは、いろんな大事なことを我々にあまり説明されてないんじゃないか。いいですか、住民の方にこれだけお金がかかるよ、この事業をやると借金もこれだけする、そのときに町民サービスがどうなんですかということが示されてないと思います。ただ町民の方が要望するからやるんだよ、危ないからやるんだよと。やはり財政があって初めてできるもの、それを私たち議会は問題にしている。町長、その件に関してどういうふうに説明されましたか。

町 長 御質問、ありがとうございます。何て言っているんですかね。この第6次総合計画を議会基本条例というものの中で、これはもう議決案件だというようなところから多分スタートしたような記憶があるんですね。それで、この第6次総合計画の分で熱心に議員の皆さん方に御検討をいただき、ここに書かれているようにですね、もうお持ちだと思いますけども、この142ページ、優先課題ということで、20年まで勉強、検討会をやって2021年から実施設計、交渉に入るというように書かれています。ここに書かれてるから実施できている、実施できてない、そういう案件もたくさんあります。ある中で、これに関してはですね、関してはということはあるんですけど、本当に地権者の方々の御協力とか関

係各位、また職員の努力によって、本当にこの予定どおり来てたんですね。多少去年はコロナの関係で勉強会が若干半年ぐらい遅れたという事実は当然ある中で来てた。

そこで、E S C Oのときもそうです。もうその後もそうです。後になって予算を追加追加で出してくるということはおかしいじゃないかというふうなことをいつも言われるから、今回は、凍結案件についても、ある程度不確定要素であるけども、予算として早め早めに載せさせていただいたということは事実あります。

その中でですね、確かに1つ今回の凍結と削除をさせてもらったときにですね、一時的に記者さんにはちょっと感情的なところもぶつけたところも当然ありましたけども、その後、冷静に考えたときにはですね、今、田代議員がおっしゃられるとおり、全体の、コロナも含めた予算とプラスアルファとして、この駅の詳細設計について議論をする時間がとにかくね、時間がとにかく…ごめんなさい、それも含めてですけど。時間がとにかく日程の中ではもうかなり限られていて、時間がなかったのは私も承知してます。ですから、先ほど答弁の中にさせてもらいましたけども、今後、もうああいうふうになった以上ですね、我々の事情も承知してもらいながら、議員の皆さん方と一緒に情報提供、情報交換といいたいまいしょうかね、させてもらいながら町民のニーズに応じてまいりたいというふうに先ほど言った格好ですから、もしそこで説明責任だとかそういうことをなかなかやってないじゃないかというふうなことであれば、これからですね、同じ方向を向いてさらなるですね、逐条的に進めていけたらなというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 ありがとうございます。時間がちょっとなくなったので、この件に関しては、またお金をセットに、財源をどうしていくのかということで、これからキャッチボールをたくさんしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。私は説明が足らなかったと感じております。

最後に、もう少しいろいろ質問をしたかったんですけども、木質バイオのポイント質問します。人によっては、何を議会はぐちゅぐちゅ言ってるのよ、ケ

ちつけてるのよ、重箱の隅突っついてるんじゃないかという意見もありますけれども、先ほどの話のように、4月15日、22日、5月18日、全協で示された内容についてはっきりした回答がなかったんですね。ここでちょっと担当課長、メモしてください。私は、森林組合の木材販売額と数量、これが幾つなんだよと。次に、NPOが森林組合の木材を加工して半年間乾燥して、福祉センターに販売する額と量。それとNPOの会員名簿。NPOが福祉センターに中期的に燃料できる体制づくり。これには、特に森林資源の適切な管理と保全を目指すものであれば、地元の山林所有者や各地区の生産森林組合、こういったものが加わった体制づくりが必要ではないかと。補助金200万の内訳もお言葉だけですよね。聞いたらまき割り機だけはカタログをつけましたけれども、そういったものもしっかり、チェーンソー、まき割り機、ハンドリフト、運営費、これを幾らなのかと、そういったものを示してね、実行計画ということで示して、これで行くんだということを求めます。いつでも私どもは聞く気概があります。それでもう結論を出す時期なのかなというふうに考えております。これは要望で結構です。

それで最後に、6分しかなくなったので、議長にお諮りします。町長と木質バイオに関する松田町議会に関する議論をさせていただきたいと思います。町長のお手元にはその資料がありません。関係者にその資料を配付して議論をしたいと思うんですけど、議長、よろしいでしょうか。

議長 その件に関してはですね、先日の議会運営委員会の中で、3日目の5日ですね、その日にこれに対して時間…。

5 番 田 代 それとは全然違います。全然違う。

議長 それとはまた別。

5 番 田 代 まるっきり別です。

議長 じゃあそれは町長とで話して。

5 番 田 代 いやいや、私がこれから町長にお尋ねしたいんだけど、資料がないんで、何をお話ししているか分からないといけないので、資料を配付してよろしいか。それで、政策論を議論したいということです。ちょっと時間ないので。

議 長 資料というのは自分で作った資料。

5 番 田 代 まあそうですね。私が入手した資料です。

議 長 はい。

5 番 田 代 では、局長、ちょっと来てください。議長とか関係者の課長さん、またそういった方にもあれなんで、これを。

議 長 時間がないので端的に。

5 番 田 代 はい、端的に行きます。では、読み上げます。ブログということで、これについては、松田町が委託したエネルギーから経済を考える経営者ネットワーク、この団体に木質バイオマスの事業計画とかクールチョイスの関係を委託しています。それで、その方が松田町議会を傍聴して感じたこと。1ページ目の一番初めです。せっかく木質バイオのボイラーを取り付けたのに、動かすために必要な予算を凍結したので、そんなことも気になるので傍聴したと。めくっていただいて4ページです。4ページの下段です。線が引いてあるところです。はっきり言うておくけど、いつまで木質バイオマスのことをぐじぐじ言って凍結を解除しないのならば、新松田駅の北口でも南口にでもスピーカーと街宣車を回して大演説をして、今の議会の低落を糾弾しますよ。最後に、私は覚悟して書いているのです。書くということは、自分にそれだけプレッシャーがかかるのです。それでも言い続けるのは、人を批判する前に日高先生のような動きを試みなよと私は言いたいんです。次は、最低限若手が立って議席を取るくらいのことをしたらいいじゃないか。そうでもしなきゃ、ここです、いつまでも今の人たちが議員をやっているようでは、松田町はせっかく革新的な町長がいても足を引っ張られてしまう。今の地方自治の経営は、一步抜きんでること、突き抜けること。そこは、本山さんはやろうとしているのだから、政策議論はいいけど、そうじゃないみみっちい議論は松田の恥さらし。だからやらないほうがいいと私は思ってます。

町長ね、この方が一般人の方だったら結構なんですよ。ところが、実際には、松田町が1,400万ぐらいかけて木質バイオを委託した、これ、町長、記憶ありますよね。町長と鈴廣の社長さん、この人がエネ経の会長なんですけど、小山

田さんは事務局長をやってられるんですよね。その方が議会に対してこういうふうなブログを出される。このことに関して町長の見解をお願いいたします。

町長 まず前提を説明します。小山田氏はですね、今年の3月31日をもってエネ経会議さんは退職をされております。ですから一般人という形、一般人というか、もともと一般人ですけどもね。このブログはですね、日付を見てもらって分かるように、4月の22日、10時ということで、こんな遅くまで何やってるのかなと思うところはありますけども、こういうふうに書かれています。このブログについてはですね、私も承知はしております。アンド、注意をしております。幾ら個人的な見解を述べていいSNSだからといって、ここに書かれているようなことは許されるものであると、私はそう思ってません。ですから、田代議員がもしこれに憤りを感じられているのであれば、私も同感な感じなところもあります。ですから、彼にはですね、彼の言い分があるにしても、このSNS上でそういう話をするということは、私は正式な流れだというふうに思ってませんので、連絡先を知ってたのでそのような連絡はしましたけども、これを正として考えていることは一切ありませんので、よろしく申し上げます。以上です。

5 番 田 代 時間になりましたので、今のことについて一言だけ。この3月末に事務局長を退任して、4月の22日だからちょっと違うんじゃないかというお話なんですけれども、少なくともこれまでずっと松田町のバイオマスに携わってきた方です。それが議会に対してこういうふうなことというのは、私はいかかなものかと思えます。終わります。（私語あり）

議 長 以上で受付番号第6号、田代実君の一般質問を終わります。以上で本日予定しました…（私語あり）以上で、本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。なお、明日午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますよう、お願いいたします。本日は御苦労さまでした。（16時28分）